
北九州市自殺対策計画

自分らしく生きる喜びを実感できるまちをめざして

評価・見直し【第2回】

素案

北九州市自殺対策計画 評価・見直し【第2回】

北九州市自殺対策計画は、自殺対策に特化した本市で初めての計画として、平成29年5月に策定しました。本計画は2年ごとに評価を行い必要に応じて見直しを行うこととしており、今回で2回目となります。

1 北九州市自殺対策計画について

(1) 名称：北九州市自殺対策計画（平成29年5月策定）

(2) 期間：平成29年度～令和8年度（10年間）

(3) 位置づけ

- ① 自殺対策基本法第13条に定める「市町村自殺対策計画」
- ② 「元気発進！北九州」プランの分野別計画

(4) 基本理念

「自分らしく生きる喜びを実感できるまち・北九州」

(5) 計画策定の基本的な考え方

- ① 自殺は、様々な要因が重なり、「追い込まれた末の死」であることを共有し、市民一人ひとりの問題として取り組みます。
- ② 自殺は、精神保健上の問題であると同時に社会的な問題であることをふまえて、自殺の実態に即して多方面から取り組みます。
- ③ 自殺は、地域の健康づくりの課題であるとの認識から、本市の地域課題に視点を置き、段階別、各種対象別に取り組みます。
- ④ 本市及び関係機関・民間団体等による施策の実施と連携により、総合的に取り組みます。

※ 本計画は、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標「SDGs」のうち「3 すべての人に健康と福祉を」の達成に向けて取り組んでいきます。



(6) 数値目標

人口10万人あたりの自殺者数を表す自殺死亡率を、令和8年（2026年）までに平成27年（2015年）に比べ30%以上減少させることを目指します。
基準年（2015年）19.04人 → 目標（2026年）13.33人

2 評価・見直しの考え方について

(1) 評価・見直しの根拠

本計画の「3 計画の期間」に基づき、各種施策等の成果について評価を行い、自殺対策基本法または自殺総合対策大綱の見直し等の国の動向もふま

え、必要に応じ計画の見直しを行うものです。

(2) 評価・見直しの時期

本計画は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年の計画期間において、2 年ごとに評価を行うこととしており、今回は 2 回目となります。

(3) 評価・見直しの方法

関係機関・団体で構成する「北九州市自殺対策連絡会議」において協議し、評価・見直しについて検討を行いました。

3 評価の結果について ～現状と課題～

国や本市の自殺の状況や、令和 2 年 7 月の実態調査の結果、計画掲載事業の進捗状況について、現状と課題を下記にまとめました。

(1) 自殺の状況

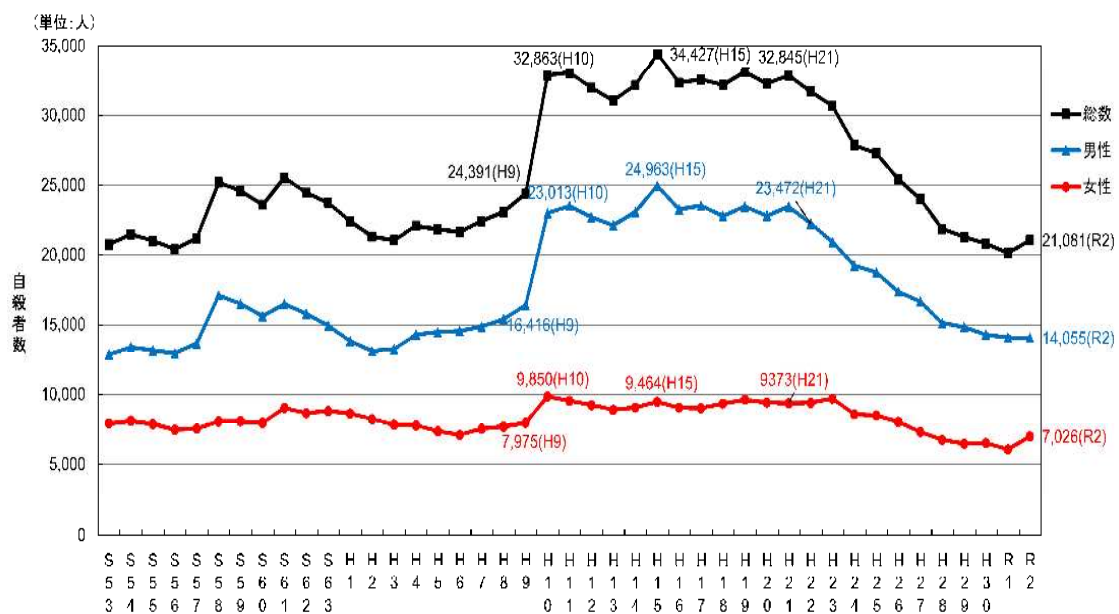
① 全国の自殺者数の推移

警察庁「自殺統計」によると、全国の自殺者数は、平成 10 年に急増し、3 万 2 千人から 3 万 4 千人台で推移した後、平成 22 年以降は減少しています。平成 30 年は 2 万 840 人で、昭和 56 年以来 37 年ぶりに 2 万 1,000 人を下回り、令和元年は 2 万 169 人と、昭和 53 年の統計開始以来最小となりました。一方で、令和 2 年に入ると、自殺者数は 11 年ぶりに増加に転じており、女性や若年層の自殺が増加しているという特徴が見られています。

自殺者数の推移(全国)

【「令和2年中における自殺の状況」から一部抜粋】

厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課作成



② 北九州市の自殺者の推移

厚生労働省が公表している「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」によると、本計画の数値目標の基準年である平成 27 年の本市の自殺者数は 186 人（自殺死亡率 19.04）でした。平成 28 年は 159 人（自殺死亡率 16.36）と減少しましたが、平成 29 年 180 人（自殺死亡率 18.62）、平成 30 年 182 人（自殺死亡率 18.94）と 2 年連続で増加した後、令和元年は 139 人（自殺死亡率 14.54）と減少し、令和 2 年は 163 人（自殺死亡率 17.15）と増加しています。

（※）自殺死亡率：人口 10 万人あたりの自殺者数

男女別にみると、男性の自殺者数は、女性のおよそ 2～3 倍で推移しているものの、減少傾向となっています。令和 2 年は男女とも前年に比べ、増加しています。特に女性の増加割合が大きくなっています。

【北九州市の自殺者数(男女内訳)・自殺死亡率】 ※出典：地域における自殺の基礎資料

(単位：人)

| 北九州市 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 自殺者数 | 253 | 226 | 211 | 194 | 186 | 159 | 180 | 182 | 139 | 163 |
| 男 | 173 | 143 | 148 | 128 | 131 | 119 | 128 | 131 | 96 | 105 |
| 女 | 80 | 83 | 63 | 66 | 55 | 40 | 52 | 51 | 43 | 58 |
| 自殺死亡率 | 25.90 | 23.19 | 21.47 | 19.76 | 19.04 | 16.36 | 18.62 | 18.94 | 14.54 | 17.15 |

また、年代別にみると、令和 2 年は前年に比べ、20 代から 30 代の増加の割合が大きくなっています。

【北九州市の年代別別自殺者数推移】 ※出典：地域における自殺の基礎資料

(単位：人)

| 北九州市 | 20 歳未満 | 20 代 | 30 代 | 40 代 | 50 代 | 60 代 | 70 代 | 80 歳以上 | 計 |
|---------|--------|------|------|------|------|------|------|--------|-----|
| 平成 30 年 | 6 | 14 | 22 | 31 | 35 | 25 | 25 | 24 | 182 |
| 令和元年 | 6 | 15 | 12 | 24 | 20 | 19 | 24 | 19 | 139 |
| 令和 2 年 | 3 | 24 | 29 | 27 | 26 | 16 | 23 | 15 | 163 |

自殺死亡率については、単年の状況を確認しても本市の人口規模では偶然の変動が大きくなってしまいます。そのため、その年を含めた 3 年平均の自殺死亡率の推移を整理し、本市の自殺の傾向を把握しやすくしました。これによると、本市の自殺死亡率は、減少傾向にあることが確認されます。

【北九州市の 3 年平均の自殺死亡率】 ※出典：地域における自殺の基礎資料より北九州市作成 (単位：人)

| 北九州市 | H23-25 | H24-26 | H25-27 | H26-28 | H27-29 | H28-30 | H29-R1 | H30-R2 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 自殺死亡率 | 23.52 | 21.47 | 20.09 | 18.39 | 18.01 | 17.97 | 17.37 | 16.88 |

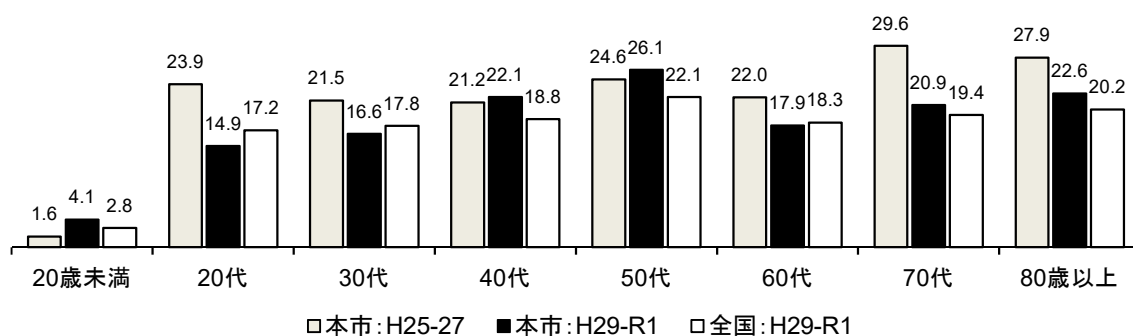
③ 近年における北九州市の自殺の状況

近年（H29-R1 の平均）の本市の自殺の状況を詳しくみると、

ア 年齢階級別の自殺死亡率は、高いほうから 50 代、80 歳以上、40 代となっています。計画の基準年（H27）を含む H25-27 年の平均と比較すると、20 歳未満と 40 代、50 代が増加したものの、その他の年代は大幅に減少しました。全国と比較すると、20 歳未満、40 代、50 代、70 代、80 歳以上がやや高く、その他の年代は、やや低くなっています。

【年代別の自殺死亡率】※出典：地域における自殺の基礎資料、令和 2 年版自殺対策白書より北九州市作成（単位：人）

| 自殺死亡率 | 20 歳未満 | 20 代 | 30 代 | 40 代 | 50 代 | 60 代 | 70 代 | 80 歳以上 |
|-----------|--------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 本市：H25-27 | 1.6 | 23.9 | 21.5 | 21.2 | 24.6 | 22.0 | 29.6 | 27.9 |
| 本市：H29-R1 | 4.1 | 14.9 | 16.6 | 22.1 | 26.1 | 17.9 | 20.9 | 22.6 |
| 全国：H29-R1 | 2.8 | 17.2 | 17.8 | 18.8 | 22.1 | 18.3 | 19.4 | 20.2 |



イ 職業別の構成割合をみると、全体の約 6 割を無職が占めています。また、学生・生徒等が占める割合は僅かとなっていますが、減少傾向にはありません。

【北九州市の職業別自殺者数の推移】※出典：地域における自殺の基礎資料より北九州市作成

| 職業別構成割合 | H21-23 | H22-24 | H23-25 | H24-26 | H25-27 | H26-28 | H27-29 | H28-30 | H29-R1 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 自営業・家族従業者 | 7.1% | 6.8% | 6.8% | 7.2% | 7.2% | 7.3% | 8.1% | 9.0% | 9.6% |
| 被雇用・勤め人 | 29.2% | 28.7% | 27.1% | 27.7% | 24.8% | 23.6% | 24.1% | 27.0% | 29.3% |
| 無職 | 63.2% | 63.9% | 64.8% | 63.7% | 66.3% | 68.0% | 66.9% | 63.0% | 60.7% |
| 学生・生徒等 | 3.4% | 3.3% | 2.8% | 2.5% | 2.6% | 2.8% | 3.2% | 2.8% | 3.4% |
| 主婦 | 8.0% | 7.0% | 6.7% | 6.7% | 6.2% | 5.9% | 4.6% | 5.0% | 4.5% |
| 失業者 | 6.7% | 6.1% | 5.1% | 4.1% | 3.4% | 2.7% | 3.0% | 2.6% | 3.4% |
| 年金・雇用保険等生活者 | 18.9% | 18.7% | 19.2% | 21.3% | 24.1% | 25.4% | 24.4% | 22.7% | 22.9% |
| その他の無職者 | 26.2% | 28.9% | 30.8% | 29.1% | 30.1% | 31.1% | 31.8% | 29.8% | 26.5% |
| 不詳 | 0.4% | 0.6% | 1.3% | 1.4% | 1.6% | 1.2% | 1.0% | 1.0% | 0.4% |
| 計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

比率は小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある

ウ 自殺者の約5人に1人は自殺未遂の経験があり、この傾向は大きく変わっていません。

【北九州市の自殺未遂歴の有無の構成割合】 ※出典：地域における自殺の基礎資料より北九州市作成

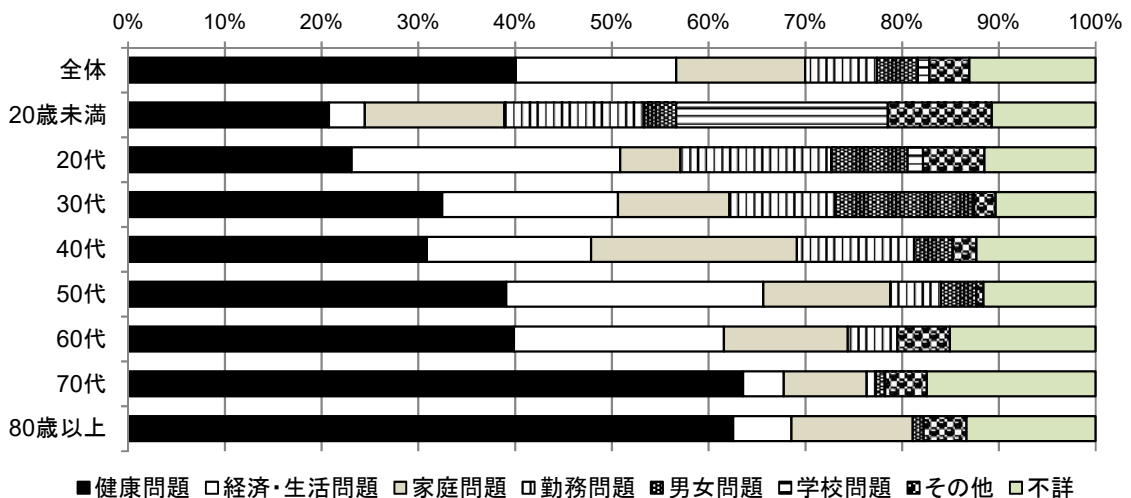
| 自殺未遂歴 | H21-23 | H22-24 | H23-25 | H24-26 | H25-27 | H26-28 | H27-29 | H28-30 | H29-R1 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| あり | 21.1% | 23.8% | 24.2% | 23.6% | 22.2% | 21.4% | 20.5% | 19.6% | 21.9% |
| なし | 50.4% | 50.6% | 49.7% | 51.0% | 51.6% | 57.8% | 62.4% | 64.1% | 59.5% |
| 不詳 | 28.5% | 25.6% | 26.1% | 25.4% | 26.2% | 20.8% | 17.1% | 16.3% | 18.6% |
| 計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

エ 原因・動機は、健康問題が最も多くなっていますが、他に、経済・生活問題や、家庭問題、勤務問題、男女問題等、様々な理由で自殺に追い込まれています。

【北九州の年代別の原因・動機構成割合】 ※出典：自殺統計原票データ特別集計より北九州市作成

| | 健康問題 | 経済・生活 | 家庭問題 | 勤務問題 | 男女問題 | 学校問題 | その他 | 不詳 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全体 | 40.1% | 16.6% | 13.3% | 7.4% | 4.3% | 1.2% | 4.2% | 13.0% |
| 20歳未満 | 20.7% | 3.7% | 14.4% | 14.4% | 3.3% | 21.9% | 10.7% | 10.7% |
| 20代 | 23.1% | 27.8% | 6.2% | 15.6% | 7.9% | 1.6% | 6.3% | 11.5% |
| 30代 | 32.5% | 18.2% | 11.5% | 11.0% | 14.4% | 0.0% | 2.2% | 10.3% |
| 40代 | 30.9% | 17.0% | 21.3% | 12.1% | 4.0% | 0.0% | 2.4% | 12.3% |
| 50代 | 39.1% | 26.6% | 13.2% | 5.2% | 3.7% | 0.0% | 0.7% | 11.6% |
| 60代 | 39.9% | 21.7% | 12.8% | 5.1% | 0.0% | 0.0% | 5.4% | 15.1% |
| 70代 | 63.6% | 4.2% | 8.6% | 1.0% | 1.0% | 0.0% | 4.3% | 17.5% |
| 80歳以上 | 62.6% | 6.0% | 12.6% | 0.0% | 1.1% | 0.0% | 4.4% | 13.3% |

比率は小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある



(2) こころの健康に関する実態調査について

市民のこころの健康に関する意識と実態を把握し、本市の施策の基礎資料とするため、令和2年7月に20歳以上の市民4,500人を無作為抽出してアンケート調査を実施しました。調査票の回収数は2,246部で、回収率は49.9%でした。本調査は、平成22年及び平成27年に続き、今回で3回目となります。

調査結果の考察の概要は、以下のとおりです。

- ① こころの健康に関する問題は、複雑な要素が絡み合っていることが示唆された。今後も、各分野との連携を図りながら総合的な自殺対策に取り組んでいく必要があるものと考えられる。
- ② 引き続き地域住民を対象に、具体的な受診行動への働きかけについても意識しながらゲートキーパー研修等を開催する等、こころの健康づくりの活動の一環として取り組んでいく必要があると考える。
- ③ 年代や性別の特徴を踏まえ、啓発活動や研修を進めていく必要があるものとする。例えば、若年層や女性については、具体的な社会資源や地域活動についての情報提供を強化していくことや、中高年層の特に男性に向けては、援助要請に関する心理的抵抗感を軽減することを目的とした広報活動や研修を展開すること等が考えられる。
- ④ 市民がアルコールやギャンブルの相談に関する情報を必要とした際に、容易にアクセスできるように発信するとともに、現在アルコールやギャンブルを問題と考えていない人にも情報が届くことが必要と思われる。

詳細については、「こころの健康に関する実態調査 報告書」を参照してください。

(3) 計画掲載事業の進捗状況について

計画の掲載事業の進捗状況を確認するため、本市の全部局へ調査を行い、その詳細を「北九州市自殺対策計画 進捗状況表」にまとめました。事業は、自殺予防の3つの段階（事前予防、自殺発生の危機対応、事後対応 計画本文39～44pを参照）に応じた整理をしています。

この3つの段階に沿って進捗を確認しています。

- ① <事前予防> I いのちとこころを大切にする地域づくり

| | |
|------------------|----|
| 事業数（再掲分含む） | 39 |
| ・取り組み中（継続、拡大の方向） | 38 |
| ・事業見直しにより終了 | 1 |

自殺の実態把握については、各種統計をもとに現状の分析を行い、支

援者間での情報共有や市民への広報に活用しました。また、令和2年7月には、市民のこころの健康に関する意識と実態を把握すること等を目的とした「こころの健康に関する実態調査」を実施しました。

広報・啓発については、自殺対策専用ホームページの運用やリーフレットの配布等により、自殺に関する正しい知識の普及に努め、国の定める「自殺予防週間」等の機会を捉え、集中的に啓発事業等を行いました。

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の各種広報・啓発活動を中止にせざるを得ない状況もありましたが、感染症の拡大とその対策などの影響でこころの健康に不安を抱える方を対象に、ホームページやチラシ、市政だより、テレビ放送等で関連情報や相談窓口等の周知に取り組んでいます。今後も、地域の状況に応じて、必要な情報を必要な方へ届ける努力を続けていく必要があります。

児童生徒を対象にした自殺予防教育は、子どもたちの自殺を防ぐだけでなく、大人になっても自殺に追い込まれることのない生涯にわたるメンタルヘルスの基礎に繋がることから、その取り組みを継続していく必要があります。

② <自殺発生の危機対応> II いのちを救うための社会環境の整備

| | |
|------------------|-------|
| 事業数（再掲分含む） | 1 2 2 |
| ・取り組み中（継続、拡大の方向） | 1 2 1 |
| ・事業見直しにより終了 | 1 |

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、ゲートキーパーを養成するため、かかりつけ医や自殺未遂者の支援者、市職員、市民等の幅広い分野の人材を対象とした研修等を実施しました。今後も、自殺を予防する中心的役割を果たす人材の養成に努める必要があります。

自殺予防のための社会的な取り組みとしては、生活困窮者への支援の充実やニートの状態にある若者の自立支援などの地域づくりに取り組んでいます。

自殺総合対策大綱によると、自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があるものとされています。新型コロナウイルス感染症の影響により、これらの要因が重なったり、深刻化している可能性も考えられます。特に、困っていても声を上げることができない方への支援が一層求められるため、関係機関・団体と連携をしながら支援を図っていく必要があります。

自殺未遂者が再び自殺を企図する可能性は著しく高いため、再度の自殺企図防止は自殺予防の大きな柱として位置づけられています。自殺未遂者に寄り添う伴走型支援や、関係機関の横の連携を図るための会議、

支援者のスキルを向上させるための研修を続けていく必要があります。

③ <事後対応> III 遺された人の苦痛を和らげる

| | |
|------------------|---|
| 事業数（再掲分含む） | 7 |
| ・取り組み中（継続、拡大の方向） | 7 |

自死遺族への支援については、遺された方等への相談支援を中心としたケアや情報提供等を行っています。支援に繋がった件数は少ないものの、地域の潜在的なニーズはあると考えられるため、今後も取り組みを継続していく必要があります。

4 見直しについて

全国の自殺者数は、近年減少傾向にありましたが、令和2年は、増加に転じており、特に、女性や若者の増加の割合が大きくなっています。本市においても全国と同様に、自殺者が増加しています。

最近の自殺の状況や、実態調査の結果、各種施策の進捗状況の評価を踏まえて、計画に掲載している現在の取り組みを着実に進めていくとともに、女性や若者等を対象にした施策との連携を図っていくため、計画の一部について見直しを行います。

（1）充実・強化する事業

① 関係機関・団体との連携推進

地域では、関係機関や団体が、自殺対策に関連する活動をそれぞれ展開していますが、その内容や自殺対策に果たしている役割等の情報共有は、必ずしも十分ではありません。一方で、自死遺族法律相談や総合相談会、かかりつけ医のための研修など、関係機関・団体が連携することで、より効果がみられた事業もあります。

社会全体で自殺対策に取り組む体制を強化していくため、北九州市自殺対策連絡会議の構成団体が行っている地域の自殺対策に関連する活動状況を取りまとめ、広く情報共有することとします。

[計画 77p 7 重点的な取組⑦関係者や関係機関との連携、相談窓口の連携、ゲートキーパーの養成 No. 93 を一部修正]

② 女性や若者を対象とした広報・啓発の強化

令和2年は自殺者数が増加しており、なかでも、女性や若者の自殺はより重要な課題となっています。

女性や若者を対象に、具体的な社会資源や地域活動についての情報提供や相談者のスキル向上を目的とした広報・啓発を強化します。

- ・「ウーマンワークカフェ」や「若者ワークプラザ」等の関係機関へのチラシ設置

- ・女性や若者の支援者を対象としたゲートキーパー研修の開催
- ・女性や若者を対象とした広報物の作成
- ・SNS を活用した広報の検討

[計画 72p 7 重点的な取組⑥生きやすい地域づくり（市民への普及啓発）No. 78 を一部修正]

（２）新たに追加する事業

主に女性を対象にした支援の充実

令和 2 年のコロナ禍において、あらためて、困難な状況に陥りやすい女性に対する社会的な支援の強化が求められています。

本市においても、主に女性を対象とした支援の充実を図ります。

① 産婦健康診査事業

令和 2 年 10 月から、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、概ね産後 1 か月以内の妊婦に対する健康診査の費用を助成することで、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備します。

[計画 79p 7 重点的な取組⑦関係者や関係機関との連携、相談窓口の連携、ゲートキーパーの養成 No. 115 として追加]

② 性犯罪等防止に向けた広報啓発や相談の実施

職場におけるハラスメント等の防止に向けた広報啓発や、人権侵害に対する相談を行うとともに、性犯罪等を防止するための広報啓発や相談窓口の周知等、女性に対する暴力を許さない社会づくりに向けた取組を行います。「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の周知に加え、さらに、被害者も加害者も出さない社会の実現のため「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」にもとづく啓発・教育・支援を行います。

[計画 79p 7 重点的な取組⑦関係者や関係機関との連携、相談窓口の連携、ゲートキーパーの養成 No. 116 として追加]

③ ウーマンワークカフェ北九州における相談事業

女性の就職・キャリアアップ・起業などをワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」は、平成 28 年 5 月から設置されていますが、本計画には挙がっていませんでした。あらためて、自殺対策の一環として本計画に掲載し、様々な相談支援機関と連携して、地域における相談体制の充実に寄与します。

[計画 79p 7 重点的な取組⑦関係者や関係機関との連携、相談窓口の連携、ゲートキーパーの養成 No. 117 として追加]

(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴うこころのケア

令和 2 年以降、新型コロナウイルス感染症拡大等により、多くの市民が様々なストレスを受けています。当初計画にはなかったこの状況に対応するため、当面の間、ストレスの軽減に寄与するこころのケアに関する施策を強化します。

- ・こころの相談窓口の開設
- ・北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤルのこころのケア相談
- ・感染者・濃厚接触者の個別相談
- ・陽性告知を受けた方やそのご家族、医療従事者等のスタッフ向けのこころのケアのチラシを作成・配布
- ・ホームページへこころのケアに関するページを公開
- ・医療機関や福祉施設の従事者への相談支援
- ・宿泊療養している軽症者へのこころのケア支援
- ・クラスターが発生した介護施設職員に対するこころのケアの実施
- ・エッセンシャルワーカーへの相談支援

[計画 72p 7 重点的な取組⑥生きやすい地域づくり（市民への普及啓発）No. 78 を一部修正]

北九州市自殺対策連絡会議 構成員名簿

令和2年11月24日現在

| | 所属機関（団体）名・役職等 | 委員氏名 |
|-------------------|-----------------------------|---------|
| 学識経験者 | 学校法人産業医科大学医学部精神医学教室 教授 | ○吉村 玲児 |
| 司法 | 福岡県弁護士会 北九州部会 弁護士 | ◎油布 剛 |
| | 日本司法支援センター福岡地方事務所北九州支部 事務局長 | 山村 洋平 |
| 医療・保健・福祉 | 一般社団法人福岡県臨床心理士会 副会長 | シャルマ 直美 |
| | 公益社団法人北九州市医師会 理事 | 原賀 憲亮 |
| | 一般社団法人福岡県精神科病院協会 理事 | 江藤 義典 |
| | 一般社団法人福岡県精神神経科診療所協会 | 丸岡 隆之 |
| | 公益社団法人北九州市薬剤師会 理事 | 上山 沙耶歌 |
| | 北九州地区精神保健福祉士協会 | 山崎 めぐみ |
| | 公益社団法人福岡県看護協会 北九州地区長 | 高崎 玲子 |
| 労働 | 公益社団法人福岡県介護支援専門員協会 理事 | 清水 和子 |
| | 北九州商工会議所 総務企画部 総務課長 | 梅林 繁喜 |
| 地域 | 一般社団法人北九州中小企業経営者協会 副会長 | 阿部 潤二 |
| | 社会福祉法人北九州市社会福祉協議会 施設部長 | 公文 真理亜 |
| | 北九州市民生委員児童委員協議会 理事 | 馬場 京子 |
| | 社会福祉法人北九州いのちの電話 養成委員長 | 清水 増子 |
| | NPO法人 抱樸 ボランティア部 | 勝 聡子 |
| | NPO法人 ジャパンマック 北九州マック 施設長 | 高田 和久 |
| 特定非営利活動法人 北九州DARC | 村田 典子 | |
| 遺族支援 | リメンバー福岡自死遺族の集い 運営スタッフ | 児玉 豊彦 |

◎議長 ○副議長 （敬称略・順不同）

（行政関係機関）

| | | |
|----|-----------------------|-------|
| 警察 | 福岡県警察本部人身安全対策課 課長補佐 | 島崎 浩一 |
| | 福岡県警察北九州市警察部機動警察隊総務班長 | 岸 大介 |
| 労働 | 北九州東労働基準監督署 業務課長 | 太田 仁恵 |
| | 小倉公共職業安定所 雇用開発部長 | 合田 雅之 |
| 教育 | 北九州市 教育委員会 指導部 指導第二課長 | 中溝 直樹 |
| 行政 | 保健福祉局 総合保健福祉センター担当部長 | 三井 敏子 |
| | 保健福祉局 精神保健福祉センター所長 | 藤田 浩介 |

（事務局）

| | |
|--|-------|
| 保健福祉局 総合保健福祉センター担当部長（いのちとこころの支援担当課長（兼務）） | 三井 敏子 |
| 保健福祉局 精神保健福祉センター所長 | 藤田 浩介 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|----------------------------------|-------------------------------------|---|---|----------------------|--|---|-----------------|
| I 事前予防 いのちとこころを大切に作る地域づくり | | | | | | | |
| 1 自殺の実態を明らかにする | | | | | | | |
| 実態解明のための調査の実施、既存資料の利活用の促進 | | | | | | | |
| 74 | 自殺統計の分析および実態調査の実施等による施策の検討、広報 | 自殺に関する各種統計（人口動態統計、警察庁統計）の分析を行い、本市の自殺の実態把握に努めるとともに、市民のこころの状態を把握するために「こころの健康に関する実態調査」を定期的に行うことで、本市の実情に即した自殺対策を行うための基礎情報とします。また、本市の自殺の実態や取り組み状況については、講演会や研修、ホームページ等を通じて広く知らせるなど市民意識の啓発を行います。 | 自殺に関する各種統計および、厚生労働省の特別集計により、本市の自殺の現状についての情報収集・整理を行った。結果については、自殺対策連絡会議や講演会、研修等で周知を行った。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 効果的な自殺対策を実施するため、本市の自殺の現状や市民のこころの健康状態を把握する必要がある。 | 引き続き、国の統計結果の分析を行うとともに、定期的に市民のこころの健康に関する調査を実施することで、本市の地域特性の把握に努める。 令和2年度は、こころの健康に関する実態調査を実施する。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 情報提供等の充実 | | | | | | | |
| 75 | いのちとこころの情報サイトホームページの効果的な運用 | こころの病の早期発見・早期対応につながるように、日頃からのこころの健康管理が行えるメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」や必要な支援情報へ簡単に辿り着ける「専用ホームページ」等インターネットを活用した情報提供・相談支援を行います。 | ・専用ホームページ アクセス数：1,186,643件 ※累計（H25.7～）：2,601,951件 ・こころの体温計 アクセス数：103,461件 ※累計：1,436,077件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | インターネットを通じた広報啓発は、今後、若者を中心とする層への働きかけにおいて、一層重要性を増すものとする。 | ホームページの内容をより充実したものとし、講演会や研修等の機会ごとに、広報啓発に努める。また、関係機関等へのリンク先の充実を図る。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 2 心の健康づくりを進める | | | | | | | |
| 地域における心の健康づくり推進体制の整備 | | | | | | | |
| 92 | 人にやさしいまちづくりの推進 | 誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活できる「人にやさしいまち」を実現するため、年齢や障害の有無などの違いを相互に理解し、尊重し合う「心のバリアフリー」を推進するための啓発事業や情報提供を行います。 | 11/10（日）～11/24（日）をバリアフリーウィーク期間とし、様々なバリアフリーに関する啓発事業を実施し、そのPRを行った。 ・全事業：18事業 ・参加者：29,875人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 「心のバリアフリー」を推進していくため、バリアフリーウィークのより効果的なPRを行うことで、市民の認知度向上に取り組む必要がある。 | これまでの実施事業の内容や成果についての検証を行いながら、人にやさしいまちづくりを推進する事業を行っていく。 | 保健福祉局総務課 |
| 87 | 小地域福祉活動の推進 | 北九州市社会福祉協議会が取り組んでいる「ふれあいネットワーク活動」への支援を行うことで、地域での見守り・助け合い・話し合いの3つの仕組みづくりに取り組んでいる住民主体の小地域福祉活動の充実・強化を図ります。 | 基本事業である「見守り」「助け合い」「話し合い」の仕組みづくりに取り組んだ。 ・実施校（地）区数：155校(地)区 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 様々な生活上の福祉課題に対応するため、福祉協力員・ニーズ対応チーム等の地域福祉人材の長期的育成・確保や民生委員・児童委員、自治会、区役所等との連携体制の強化が必要である。 | 全校(地)区において多様な関係者との連携のもと、福祉課題解決のための活動に取り組み、より一層の小地域福祉活動の充実・強化を図る。 | 保健福祉局地域福祉推進課 |
| 39 86 | 民生委員・児童委員活動支援事業 | 民生委員・児童委員は、地域での声かけや見守りなど、地域福祉活動における中心的な役割を担っています。少子高齢化の進行や、単身世帯の増加等の社会情勢の変化により、支援が必要な人が増加しており、民生委員・児童委員への期待と負担が増加しています。今後も、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組み、地域活動支援の充実を図ります。 | ・活動件数：259,954件 ・訪問回数：343,054回 ・連絡調整回数：105,883回 ・活動日数：216,961日 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の負担が増えており、引き続き活動環境の整備が必要である。区全体の相談支援体制の強化や関連部署による情報共有の促進等、各々の連携強化が課題として挙げられる。また、地域の中で候補者を見つけるための方策の研究が求められる。 | 民生委員児童委員協議会への参加等を通じて、民生委員との意見交換をするなどして地域の実態把握に努め、行政のサポート体制を充実させる。今後も、福祉事務所や社会福祉施設などと密接に協力しながら、地域社会の福祉の増進を図る。 | 保健福祉局地域福祉推進課 |
| 41 | 高齢者いきがい活動支援事業 | 高齢者の社会貢献や生きがいづくりを促進するため、高齢者の参加しやすいボランティア活動、生涯学習、仲間づくり情報などの収集や情報提供をホームページ上にて行います。さらに、活動を希望する相談者に個別に対応し、活動のマッチングまでを行う仕組みづくりを進めます。 | ・情報収集：112件 ・HP、facebook利用件数：19,655件 ・活動のマッチング件数：87件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 特になし | 今後も高齢者の社会貢献や生きがいづくりを推進するため、高齢者の参加しやすいボランティア活動や生涯学習などの情報収集や情報提供をホームページ上にて行う。さらに、活動を希望する相談者に個別に対応し、活動のマッチングまでを行う。 | 保健福祉局長寿社会対策課 |
| 111 | 市民センターを拠点とした健康づくり事業（地域でGO!GO!健康づくり） | 市民センター等を拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会が健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）などの協力により行います。 | ・事業実施まちづくり協議会数：129団体 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 地域の少子高齢化が進み、事業を継続することが困難になることが推測される。また、新型コロナウイルス感染症の影響により従来通りの活動はできない。感染拡大防止のため「新しい生活様式」を取り入れた中で、継続して地域活動が展開できるように支援する必要がある。 | 全まちづくり協議会137団体の実施に向けて、未実施団体への働きかけを強化する。 目標：137団体実施（R4）第二期北九州市健康づくり推進プラン | 保健福祉局健康推進課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|---------------------------|---|---|--|----------------------|--|---|-----------------------------|
| 21 | 若者のこころとしごと相談室 | 本市立勤労青少年ホーム（門司・若松・八幡西）において、若者の仕事や人間関係に関する相談に産業カウンセラーが応じています。（毎月1回実施） 令和2年3月末の勤労青少年ホーム廃止に伴い、他の事業での補充可能な他の事業との連携を強化することとし、利用者には他の相談先の照会等を行います。 | ・相談件数：5件 | f:事業見直し | | 令和元年度末の事業廃止を踏まえ、利用者を他の相談先へ丁寧に繋いでいく。 | 保健福祉局総務課 |
| 40 | 高齢者就業支援センターの運営 ※令和2年度から事業名変更 | ①「高齢者就業支援センター」を拠点として、隣接するハローワーク戸畑と連携しながら中高年齢者の多様なニーズにワンストップで対応し、総合的に就業相談・支援等を行い、雇用促進を図ります。 ② キャリアカウンセリングコーナーにおいて、適性診断やカウンセリング、再就職のために必要となる講座等を総合的に実施し、再就職の促進を図ります。 ③シルバー人材センターの運営補助を行い、就労を通じた高齢者の生きがいづくりの促進を図ります。 | 高齢者就業支援センター実績 （シティハローワーク・ウェルとばた、高齢者能力活用センター、シルバー人材センター、キャリアカウンセリングコーナーの集計） ・延利用者数：12,916人 ・延相談件数：16,123人 ・就職決定者数：1,185人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 生産年齢人口が減少していく中、活力ある経済社会を維持していくためには、高齢者の就業が不可欠である。そのため、就労にあと一歩踏み出せない潜在するシニア人材の掘り起こしや、その人材の受け皿となる求人開拓を行っていくことが必要である。 | 引き続き、関係機関と連携し、効果的・効率的なマッチングを図り、中高年齢者の就業支援を行う。 また、シニアの多様な就労ニーズに応えるため、ワークシェアリングの考え方を企業に提案するとともに、シニア層が働きやすい求人を開拓することで、雇用のミスマッチ解消を図っていく。 | 産業経済局雇用政策課 |
| 84 | 障害者差別解消・共生社会推進事業 ※平成30年度から事業名変更 | 障害のあるなしに関わらず、だれもが安心していきいきと暮らすことのできる“共生のまちづくり”を目指すため、障害に対する理解を深めるための啓発活動や、障害を理由とする差別に関する相談業務等を行っています。 | ・平成29年12月に施行された障害者差別解消条例に基づき、相談から紛争解決までの一貫した体制を継続し、障害を理由とする差別の解消に努めた（「障害者差別解消相談コーナー」相談件数：79件）。 ・多くの市民が参加するイベントにて啓発活動を実施した他、出前講演の実施、事業者向け差別解消条例リーフレットの配布など、積極的に周知啓発を図った。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 障害を理由とする差別の解消について市民に理解を深めてもらうため、広報の手法を工夫するなど、引き続き効果的な周知啓発活動を行う必要がある。 | 障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向け、障害や障害のある人について市民に理解と関心を深めてもらえるよう、引き続き積極的に周知啓発活動を行う。 | 保健福祉局障害福祉企画課 |
| | 多文化共生ワンストップインフォメーションセンター運営事業 ※平成31年4月から事業名変更 | 外国人市民が抱える様々な生活上の悩みごとや法律・ビザ・入管関係の問題に対して専門家及び外国語相談員が無料で対応するもの。 | ・県行政書士会との共催による「無料入国・在留・国籍手続き相談会」の開催（相談件数：63件） ・県弁護士会北九州部会との共催による「無料法律相談会」の開催（相談件数：13件） ・臨床心理士による「心理カウンセリング」の開催（相談件数：5件） ・外国語相談員による外国人市民のための「一般相談」の実施（日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語）（相談件数：1,395件） ・行政通訳派遣（派遣件数：102件） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 通訳派遣では、日本語・英語とも話せない外国人配偶者や帯同家族、技能実習生等に対応できる通訳人材が少なく、一定の日本語レベルを持つ希少言語通訳ボランティアの確保が課題である。 | 多様化・複雑化する支援ニーズに対応するため、行政窓口や専門機関との連携を引き続き強化し、効率的に情報共有・課題解決へと支援の充実を図るよう努める。 | 企画調整局国際政策課 （公財）北九州国際交流協会 |
| 61 | 依存症・うつ病等の精神疾患に関する相談体制の整備 | 薬物乱用・依存・うつ病などについての正しい知識や接し方などの情報提供や個別相談、同じ問題を持つ家族同士が語り合い、わかち合う場を提供するための教室の実施など、相談体制を整備します。 | ・薬物乱用・依存問題で悩む家族のための家族教室 開催回数：11回 延参加者数：43名 ・うつ病の家族教室 開催回数：7回 延参加者数56名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 薬物の家族教室は、継続参加する家族が多い一方で、新規参加者は少なく、メンバーが固定化してきている。 | 引き続き事業を継続するとともに、DARCやナラノンなど関係機関と連携しながら、当教室の周知に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 27 | 安心して働ける労働環境づくり事業 | 安心して働くことができる労働環境をつくるため、巡回労働相談を行うほか、ガイドブックの配布やセミナー開催による広報・啓発を実施します。 | ・巡回労働相談の実施：48回 ・ガイドブック作成：3,000部 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 労働相談の内容は深刻な悩みが多く、気軽に相談できる場が必要とされている。 相談に至っていない方も多数いることが想定されるため、引き続き啓発や相談窓口の周知を行う必要がある。 | 引き続き、市民に身近な相談窓口の提供による問題解決に向けた支援や、ガイドブックの配布・セミナーの開催による労働に関する知識の啓発に取り組む。 | 産業経済局雇用政策課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|----------------------|--|--|----------------------|---|--|-----------------|
| 28 | 勤労者のメンタルヘルス研修の充実 | 経済状況の悪化により倒産や失業したときにも、専門機関に相談することが解決の第一歩となり、自殺に追い込まれる危険を大幅に減らすことができます。民間事業所や、商工会議所、地域産業保健センターと連携し、勤労者の心の健康づくりのための講演や広報啓発活動を行います。 | 福岡労働局、福岡県、福岡市、飯塚市、協会けんぽ福岡支部等との共催で、事業主を対象にしたメンタルヘルスに関する講演会を開催。 ・県内4会場で実施。 (北九州会場8/7開催：507名) | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 職場におけるうつ病の増加や過労死など、勤労者の自殺とも密接に関連するため、各関係機関と連携したメンタルヘルス対策を実施する必要がある。 | 引き続き、メンタルヘルスに関する講演会の実施や、勤労者向けの広報啓発活動に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 31 | 教職員メンタルヘルス対策事業 | 精神科医や産業医、保健師によるメンタルヘルス面談を実施し、健康相談事業については委託（委託先：（一財）本市教職員互助会「こころの健康相談室」）しています。 | ・精神科医、産業医、保健師によるメンタルヘルス面談を実施した。 面談数：281件 ・こころの健康相談を実施した。 利用者数：98件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | こころの健康相談室の周知。 | 定期的に全教職員にこころの健康相談室周知用のカードを配布し、さらなる周知を図る | 教育委員会教職員給与課 |
| 29 | 北九州市職員の心の健康づくりのための計画 | 左記計画に基づき、メンタルヘルス対策における一次予防から三次予防の全ての段階に自殺予防の視点を入れた取り組みを実施しています。 | ・イントラを活用した相談窓口やメンタルヘルスに関する情報提供 ・イントラナビの総務局給与課掲示板の「あなたのための健康相談室」に、こころとからだの質問票（うつチェック）を掲載。 ・管理監督者向け研修に自殺予防の内容を取り入れ実施 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | メンタルヘルスケアに関して、個々の職員への啓発や相談の充実及び管理監督者が安心してラインケアを実践できる体制づくりが必要。 | 令和3年度に向け北九州市職員の心の健康づくりのための計画の第四期を策定している。 職員研修関係部署と連携し、管理監督者へのメンタルヘルスファーストエイドに関する知識・技術の普及・習得を目指す。 | 総務局給与課 |
| 30 | 市職員のメンタルヘルス研修 | 階層別研修において、対象の階層に応じたメンタルヘルス研修を実施する。また、管理監督者向けにメンタルヘルスファーストエイド研修を実施する。 | 階層別研修において、メンタルヘルス研修を、管理監督者向けにメンタルヘルスファーストエイド研修を実施した。 ＜階層別研修 受講者＞合計：1,291人 ・新規採用職員（前期）：201人 ・新規採用職員（後期）：196人 ・採用2年次職員：163人 ・採用6年次職員：109人 ・採用10年次職員：64人 ・新任主査：131人 ・新任係長：78人 ・係長2年目：83人 ・新任課長：65人 ＜メンタルヘルスファーストエイド研修＞ ・メンタルヘルスファーストエイド：23人 ＜その他＞ ・新規採用職員指導監督者研修：178人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 対象階層に応じた効果的なメンタルヘルス研修の実施。 | 階層別研修では、対象の階層に応じて、一次予防（心の健康保持増進）、二次予防（心が不健康な状態の早期発見）、三次予防（円滑な職場への復帰と再発予防）に係る研修を実施する。また、係長及び課長職向けに二次予防（不調の気づき、専門家へつなげるための基礎知識・対応方法）に係るメンタルヘルスファーストエイド研修を実施する。 | 総務局職員研修所 |

学校における心の健康づくり推進体制の整備

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|-----------------------------|---|--|----------------------|--|---|-------------------------------|
| 26 | 自殺予防教育（生涯にわたるメンタルヘルスの基礎）の充実 | 市内の全小中高校において、スクールカウンセラーが教職員を対象に、児童生徒の援助希求能力の向上を目的とした自殺予防教育研修を行います。この研修により、教職員のカウンセリング能力の向上を図るとともに、児童生徒に対する自殺予防に関する指導の充実を図り、各学校での自殺予防に関する授業の実施を推進します。また、保護者などPTAからの依頼により、子どものメンタルヘルスに関連する大人のかかわりについて等の研修を行います。今後、児童生徒の自殺を防ぐだけでなく、大人になっても自殺に追い込まれることのない生涯にわたるメンタルヘルスの基礎を築くことを目的に、児童生徒の実態や発達段階に応じた教材、指導方法等について研究を行います。 | ・市内の全幼稚園・小・中・特別支援学校・高等学校等の教職員を対象に、スクールカウンセラーによる自殺予防教育研修を実施し、この研修を踏まえ各学校において自殺予防に関する授業を行った。 ・12月の生徒指導主事・主任会議の研修において、教員とスクールカウンセラーが連携した自殺予防に関する公開授業を小・中学校6会場で実施した。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | ・子どもたちのSOSを出す力を育成するため、スクールカウンセラーと教員が連携しながら指導内容の一層の充実を図る必要がある。 ・また、子どもたちが悩みを抱えたときに気軽に相談できる環境を整える必要がある。 | ・平成30年度よりすべての小学校6年生及び中学校2年生を対象としてスクールカウンセラーと教員と一緒に授業を行い、指導の充実を図っている。 ・また、子どもたちにスクールカウンセラーの存在を身近に感じてもらい、相談しやすい環境を整えるためスクールカウンセラーによる小学校5年生の全員面接を実施する。 | 保健福祉局精神保健福祉センター 教育委員会指導第二課 |
| 13 | いじめ対策の充実 | いじめは、児童生徒にかかわる最重要課題の一つであることから、早期発見・早期解決や社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組めます。いじめの問題に係る各種取り組みの実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携等により、いじめの問題の解決を図ります。 | ・北九州市いじめ防止基本方針を3月に改定しいじめ対策の充実を図った。 ・学期に一回以上のアンケートや9月のいじめ防止強化月間における取組により、早期発見・早期解決に取り組むことができた（平成30年度いじめの認知件数：2,814件）。 ・北九州子どもつながりプログラムでコミュニケーション能力を高める指導や、児童生徒が主体となった「中学校区ミーティング」の開催の取組を実施し、未然防止に努めた。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | ・児童生徒のスマートフォンの所持率が年々増加しており、SNS上のいじめの問題等が懸念される。 ・いじめの予防教育にあたって弁護士との連携・活用の在り方について検討する必要がある。 | ・いじめの認知当月から少なくとも3か月の見守りと支援を行う。期間中は児童生徒の様子を注視したり面談等を行ったりすることで、再発を防止する。 ・いじめミーティングにおいて「SNS上にあふれる情報によって自他を傷つけないための心得」について児童生徒同士で話し合う等、児童生徒の情報モラルの向上を図る。 | 教育委員会指導第二課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-----------|-------------------|---|---|----------------------|--|--|------------|
| 15 105 | スクールカウンセラー活用事業 | 不登校やいじめ等の児童生徒及び保護者への対応のため、臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、すべての中学校に配置及び小学校への派遣を行い、小中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることで、生徒指導上の諸問題の解決を図ります。また、自殺を含め、児童生徒への緊急支援が必要な場合に、スクールカウンセラーが個別に心のケアを行います。 | ・スクールカウンセラーを全中学校62校へ配置し、全小学校へ派遣した。 ・児童生徒への教育に資するため、全小中学校の教職員に対し、スクールカウンセラーによる「メンタルヘルス研修」を実施した。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 生徒指導上の諸問題について早期発見・早期解決を図るため、児童生徒がスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整える必要がある。 | ・引き続き、スクールカウンセラーによる小学校5年生全員面接や小学校6年生及び中学校2年生を対象とした自殺予防学習を実施する等、予防対応に注力する。 ・スクールカウンセラーと連携した校内研修を通して、教員のカウンセリング能力の向上による学校の相談体制の充実を図る。 | 教育委員会指導第二課 |
| 14 104 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 不登校やいじめ、虐待などの問題行動等の解消のため、スクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、児童生徒への働きかけとともに家庭環境への働きかけにより支援活動に取り組みます。 | ・スクールソーシャルワーカーの配置人数を拡大した。 H30年度12名→R1年度15名 ・支援対象者数の拡大 H30年度589名→R1年度689名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | ・生徒指導上の諸問題について、必要に応じて早期に家庭への働きかけを行ったり、関係機関と連携することができるようスクールソーシャルワーカーの体制の充実を図る必要がある。 ・スクールソーシャルワーカーの人材育成を図っていく必要がある。 | ・スクールソーシャルワーカーの学校への配置（配置型）を進めるなど、体制の充実を図る必要がある。 ・平成30年度から導入しているリーダー制（2名）を効果的に活用し、スクールソーシャルワーカーの人材育成を図る。 | 教育委員会指導第二課 |

大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|------------------|---|--|----------------------|--|--|-------------------|
| | 災害・事故時こころのケア対策事業 | 災害や衝撃度の高い事故発生時における被災者に対する相談体制の整備、ひいてはこころの健康危機管理についてのシステム構築を目指し、災害・事故時のこころのケアについての理解を広める。研修の開催や広報及び配布、関係者連絡会議の開催を行う。 | ・災害・事故時のこころのケア対策関係職員研修（一般職員向け）8月19日開催：49名参加 ・災害・事故時のこころのケア対策技術取得研修（専門研修）11月7日実施：41名参加 ・北九州市立大学防災科目「地域防災への招待」1コマ「災害時のこころのケア」の講義 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 今後も継続して「災害・事故時こころのケア」に対する研修等を実施し、関係者がこころのケアについて知識、理解を深め、対応できる力を身につけておく必要がある。 | 今後も継続して「災害・事故時こころのケア」に対する研修等を実施し、関係者等が平時からこころのケアについて知識、理解を深め、対応できる力を身につけておく必要がある。 災害時の支援や派遣体制について、関係者間のネットワーク構築を行っておく必要がある。 | 保健福祉局精神保健福祉センターほか |

3 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|-----------------------|---|---|----------------------|---|--|-----------------|
| 76 | 自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発 | 自殺予防週間・自殺対策強化月間における集中的な啓発事業等を実施することで、市民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法等について市民の理解の促進を図った。 | ・街頭啓発 JR小倉駅 9/11開催 ・パネル展・リーフレット配布 市庁舎1階 4,5,9,10,11,3月 ウェルとばた 9/5～18 若松図書館10月 戸畑図書館2月 門司・小倉南・八幡西図書館3月 ・ポスター送付 市内関係部署 9、3月 ・その他 自殺予防週間・自殺対策強化月間に併せて、シンポジウム、各種研修会等を開催 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 平成27年に実施したこころの健康に関する実態調査において、精神疾患は誰もがかかりうる病気だと「思う」と回答した市民は、74.1%であること等、本市は、依然、偏見が根強く残っている地域であるといえる。 | 自殺予防週間・自殺対策強化月間に事業を集中的に行い、報道機関への情報提供を実施する等によって、より効果的なものとなるよう努めていく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|-----------------------------|---|--|----------------------|---|---|----------------------------|
| 26 | 自殺予防教育（生涯にわたるメンタルヘルスの基礎）の充実 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター、教育委員会指導第二課 |
| 16 | 人権教育推進事業 | 生命の大切さを学び、自尊感情や他の人よりよく生きようとする意識、集団生活での規範を尊重し、義務や責任を果たす態度など生きる力を育む教育活動を推進します。 | ・本市作成の人権教育教材集「新版いのち」を活用した授業を全校で実施した。 ・「北九州子どもつながりプログラム」を活用した授業を全校で実施した。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 子どもの自主性を尊重しながら人権教育を進める指導方法や教材の改善・充実を進めていく必要がある。 | 教職員が人権尊重の理念について十分な認識と感性を身に付けることができるよう、研修を充実させ、実践的な指導力の向上を図ることで、人権教育の充実をさせる。 | 教育委員会指導第二課 |
| 17 | 心の教育推進事業 | 伝統文化や異年齢・地域交流など豊かな体験を通して、児童生徒が自己の生き方についての考えを深める道徳教育を教育活動全般を通じて推進します。また、郷土の先人や歴史などを通して郷土への愛着を深めます。さらに、子どもの自尊感情を高めるとともに、基本的生活習慣の定着を図るため、学校、家庭、地域を挙げたあいさつ運動を推進します。 | ・各学校において、「北九州道徳郷土資料」「新版いのち」等を活用した道徳授業を行う。 ・芸術鑑賞教室や文化芸術祭など文化芸術活動を通して豊かな情操を養う。 ・中学校の道徳の教科化に伴い、スクールカウンセラーと連携して自殺予防教育の下地づくりとなる「特別の教科 道徳」の確実な実施が行えるよう「北九州スタンダードカリキュラム」を作成・配布した。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 中学校の道徳科の教科化に伴い、教科書を主たる教材とした授業の実施となっているので、本市作成教材の「北九州道徳郷土資料」「新版いのち」を教科書と合わせて意図的・計画的に使用していく必要がある。 自殺予防教育の下地づくりとなる道徳科授業は、今後もスクールカウンセラーと連携を密にして進めていく必要がある。 | 発達段階や連続性・一貫性を考えた幼稚園での豊かな体験や小中学校での伝統文化に親しむ体験活動などに取り組み、道徳教育の充実を図る。 スクールカウンセラーと連携して自殺予防教育の下地づくりとなる「特別の教科 道徳」（道徳科）の確実な実施と価値ある体験や活動を生かした道徳科の時間を充実させる。 | 教育委員会指導第一課、指導第二課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|------------------|--|--|----------------------|---|---|--------------|
| 80 | ラジオ番組「明日への伝言板」制作 | 市民が人権問題を身近な問題として捉え、その理解を促進するための視聴覚教材を整備し、啓発活動の充実を図っています。 | ・放送期間 令和元年10月～令和2年3月 ・放送局 CROSSFM、KBCラジオ、RKBラジオ | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 社会状況の変化に伴い、人権課題が多様化しているため、全体のバランスに配慮しながら、テーマを決定する必要がある。 | さまざまな人権課題を取り上げたシナリオを制作することにより、自殺対策に資することを目標とする。 | 保健福祉局人権文化推進課 |

うつ病、アルコール依存症、薬物乱用と自殺についての普及啓発の推進

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|----------|----------------------------|---|--|----------------------|---|--|-----------------|
| 36 73 | アルコールとうつ、自殺に関する効果的な啓発活動の展開 | アルコールとうつ、自殺に関する広報について、自助グループや依存症回復施設と連携し、広報、啓発活動を実施します。 | ・市民公開セミナーの実施(8/25) 参加者111名 医療機関や企業の産業医等と連携し、市民に向けアルコール問題や社会のリスクについて啓発した。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 中高年男性に対する啓発の機会が少なかった。今後は、より多くの機会を捉え啓発をする。 | 地域住民や民間事業所を対象とした健康教育の機会には、アルコールとうつについて、既存のパンフレットを用い積極的に啓発を行う。ホームページで、アルコールとうつについての情報提供を行う。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

| | | | | | | | |
|----|-----------------|---|---|----------------------|--|---|-----------------------|
| 18 | 薬物乱用防止に向けた広報・啓発 | 薬物乱用防止に向けた広報・啓発などの取り組みを、行政と関係諸機関、関係団体、地域などと一体となって推進します。 | ①一般市民向け ・啓発事業として、市内中学校・高校及び各協力団体と共に、小倉駅JAM広場にて令和元年度北九州市「ダメ。ゼッタイ。」普及運動ヤング街頭キャンペーンを実施した。ボランティア参加者数：422名（うち、学生ボランティア：187名）※累計（H12～）：6,035名 ・危険ドラッグ情報ダイヤルを設置し、電話による薬物乱用に関する相談を受け付けた。受付件数：0件※累計（H25～）：26件 ②子ども向け ・薬物乱用防止教室を実施した。実施件数 26件5,179人 ・市内の小学校4年生から中学生に、リーフレットを配布した。 部数65,000枚 ・学校の長期休業中の夏季・冬季・春季に、啓発CMを2箇所の街頭ビジョンで放映した。放映場所：JAM広場、JR小倉駅南口 ・小倉地区及び黒崎地区の2地区で、地域の見守り活動に取り組む団体を支援し、薬物乱用防止教室や、パトロール、啓発活動等を行った。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | ①一般市民向け 参加ボランティア数は増加傾向にあるが、ボランティアのうち学生の割合は4割程度。キャンペーンの趣旨を鑑みて、学生ボランティアの割合を増やしていきたい。 ②子ども向け 全国的に見ると、インターネットやデリバリー販売等で、青少年が覚せい剤や大麻などを入手する新たな薬物乱用の事案が発生している。 今後も様々な機会を捉え、効果的に薬物乱用の啓発を行うことが必要である。 | ①一般市民向け 市内中学校・高校に文書による協力依頼を行っているが、新たな依頼・周知方法を検討する。 ②子ども向け 薬物乱用防止教室における子どもたちに対する意識づけや、リーフレットを配布し、子どもたちだけではなく、保護者や地域に対しても、広く啓発を実施する。 | 保健福祉局医務薬務課、子ども家庭局青少年課 |
|----|-----------------|---|---|----------------------|--|---|-----------------------|

| | | | | | | | |
|----|-------------------|--|------------------------------|----------------------|---|--|------------|
| 19 | 学校における薬物乱用防止教育の実施 | 小学校高学年、中学校、高等学校において、各教科をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間に薬物乱用防止教育を実施しています。また、各学校において、毎年、外部の専門家を招聘するなどして、薬物乱用防止教室を開催しています。 | ・シンナー等乱用少年検挙数：0名（平成25年度から継続） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 違法ドラッグ（脱法ドラッグ）は簡単に入手できる危険性があり、継続して啓発に取組む必要がある。また、県内で大麻所持等による検挙数が増えていることから、啓発を行う必要がある。 | 今後も、県警や保健福祉局等の関係機関との連携を図り、安易に薬物に手を出させないための啓発活動や薬物乱用防止学習を若年層のうちから進めていく。 | 教育委員会指導第二課 |
|----|-------------------|--|------------------------------|----------------------|---|--|------------|

自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|--------------------------------|---|---|----------------------|---|--|-----------------|
| 77 | 自殺対策事業啓発講演会 | 自殺対策に関する市民の理解を広げるため、様々なテーマを取り上げた講演会を開催しています。 | ・自殺予防週間 テーマ：固定化する貧困と格差そして社会的孤立 開催日：9/7（土） 場所：ウェルとばた大ホール 参加者：309名 主催：いのちの電話・北九州市 共催：北九州市医師会・福岡県精神保健福祉協会ほか | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺対策について、市民に広く理解を進める必要がある。そのため、市民の関心が高く、かつ、知ってもらいたいテーマを検討するとともに、広報を充実する必要がある。 | 自殺に対する偏見の除去や地域に対する人々の信頼感を増加させることのできる機会とする。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 80 | ラジオ番組「明日への伝言板」制作 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局人権文化推進課 |
| 83 | やさしい精神保健福祉講座 ※平成29年度から事業名変更 | 精神障害者の社会復帰、社会参加、精神障害・疾患に対する一般市民の理解を促進するための講座を開催します。 | ・開催回数：4回 ・参加者：54名 ・テーマ：9月25日「こころの病気について」、10月9日「精神障害者を地域で支える」、10月23日「地域で暮らす～当事者からのメッセージ～」、11月6日「傾聴とセルフケア」 ・会場：総合保健福祉センター内 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 参加者は一般市民、当事者、家族、支援者まで幅広く、ターゲットの絞込みが難しい。案内時に趣旨を丁寧に説明する必要がある。 | 精神障害、疾患に対する一般市民の理解を促進するための講座を実施する。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|--------------------------------------|--|--|----------------------|---|---|-----------------------|
| 81 | ストレスケア出前講演 | ストレス対応力を高め、心の健康を保つための出前講演を行います。 | ・開催回数：15回 ・参加者：614名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | ストレスによるメンタル不調から最悪、自殺へと追い込まれてしまう方達がいる。 | 適切なストレス対処法を学ぶことのできる出前講演を実施していきたい。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 112 | ゲートキーパーの地域での広がり | 病院や施設、学校、企業等の自殺対策の担当者等の支援者を対象にした、自殺予防の考え方や初期対応の方法（メンタルヘルス・ファーストエイド研修プログラムや各種自殺予防に関する研修会等）についての研修を行います。また、民生委員・児童委員や自治会長、市民センター職員、ボランティア等を対象にしたゲートキーパー研修を行うことで、地域の自殺予防の取り組みのなかで期待される役割を担っていただけるよう支援していきます。 | ・開催回数：89回 ・養成人数：3,707名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺に関する正しい知識を持ち、困っている人を専門家へ繋ぐことができるゲートキーパーを養成することで、地域に自殺予防の取り組みを波及させていく必要がある。 | 研修受講の対象が、一般の地域住民である場合は、自殺に関する正しい理解を得ることに重点を置き、専門職の場合は、実践的な内容とする等、研修の受講対象の支援のレベルに合わせた内容の研修を実施する。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 75 | いのちとこころの情報サイトホームページの効果的な運用 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 78 | 自殺やメンタルヘルスに関する啓発の充実 | 自殺やメンタルヘルスに関する正しい知識を普及するため、パンフレット等を作成しています。自殺に対する偏見の除去や精神疾患に対する理解の増進、様々な相談窓口の周知を幅広く行うため、自殺対策連絡会議の構成団体等をはじめとした関係機関・団体との連携を強化した啓発を行います。また、SNSを活用した相談については、国の動向を注視しながら調査研究を行います。 | ・配布数：5,739冊 ・すこやかハート（各戸配布）7月15日号（いのちの電話相談員募集） ・テレビCM放映12回（市政テレビ放送枠内） ・市政テレビ（3月1日自殺対策月間について放送） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 昨今の、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、こころの不調に関する対応の周知や、相談窓口の広報。また、自殺やメンタルヘルスに関する正しい理解を図ることができるツールのひとつとして、効果的な活用が期待される。 | 様々なこころの不調に対応し、広く市民に理解を深めることのできるパンフレットの作成等を行い、幅広い周知に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 72 | 高校生への飲酒の弊害等についての周知・啓発 | 高校の養護教諭等を対象に、飲酒の弊害等についての周知を行います。また、養護教諭が教諭や生徒などへ研修等を行う際に使用する啓発グッズやリーフレット類等の配布に協力します。 | ・自殺予防シンポジウムへ高校生の参加が約60名あった。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 啓発できた高校が少なかった。 | 引き続き、高校の養護教諭等を対象に、啓発に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| | 携帯電話やインターネットに潜む危険性に関する青少年の健全育成のための啓発 | メディア被害の防止に向け、携帯電話やスマートフォンの安易な使用による危険性を啓発するためのリーフレットを作成し、小学4年生から中学生の本人及び保護者を対象に配布する他、啓発CMを街頭ビジョンで放映しています。教職員に対してネットトラブルに関する対応力向上のための研修を行います。また、PTA協議会や学校と連携して児童生徒のスマートフォンやインターネットの利用についての実態を調査し、保護者に向けたリーフレットを配布することで啓発を行います。 | ・市内の小学校4年生から中学生に、リーフレットを配布した。 部数：65,000枚 ・学校の長期休業中の夏季・冬季・春季に、啓発CMを2箇所の街頭ビジョンで放映した。 放映場所：JAM広場、JR小倉駅南口 ・全小学校教職員を対象にネットトラブルに関する研修会を実施した。（小中教職員に対し隔年実施） ・市立学校の保護者に向け、インターネットの適切な利用に関するリーフレットを配布した。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | ・今後も様々な機会を捉え、効果的にインターネットに潜む危険性の啓発を行うことが必要である。 ・児童生徒のスマートフォンの所持率が年々増加し、SNS上のいじめ等のトラブルが懸念される。 | ・小学校高学年～中学校全学年に対しリーフレットを配布し、危険性を訴えていくとともに、地域の育成会等を通じて、広く啓発を実施する。 ・（仮称）メディア・リテラシー向上協議会を設置し、スマートフォン等による、インターネットの適正利用について課題を有する子ども・若者を支援するためのネットワークの整備を行う。 ・児童生徒のスマートフォン等の利用実態について調査分析するとともに、PTAと連携しながら、スマートフォンやイン | 子ども家庭局青少年課、教育委員会指導第二課 |

II 危機対応 いのちを救うための社会環境の整備

1 早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成する

かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|----------|---------------------|--|----------------------|----------------------|---|--|-----------------|
| 49 69 | かかりつけ医こころの健康対応力向上研修 | 自殺との関連性が指摘されるうつ病は、身体症状にも顕れることが多いことから、内科等のかかりつけ医を受診することが多いといわれています。そのため、かかりつけ医に適切なうつ病診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法等の研修を実施することで、うつ病の早期発見・早期治療を図ります。 | ・開催回数：1回 ・参加者：43名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | アルコール依存やうつ病の症状がある人が最初に受診をするのはかかりつけ医であることが多い。また、職場のメンタルヘルスの課題も大きい。 | 引き続き、かかりつけ医だけでなく、産業医を対象として、うつ病等精神疾患に関する研修を実施し、精神疾患の早期発見・早期治療につなげる。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

教職員に対する普及啓発等の実施

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|-----------------------------|------|---------|------|-------|------------|----------------------------|
| 26 | 自殺予防教育（生涯にわたるメンタルヘルスの基礎）の充実 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター、教育委員会指導第二課 |

地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|-----|------|---------|------|-------|------------|-------|
| | | | | | | | |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|----------------------------|-------------------------------|--|---|----------------------|---|---|------------------------------------|
| 28 | 勤労者のメンタルヘルス研修の充実 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 71 | 精神保健福祉基礎・実務者研修 | 精神障害者の支援者を対象に、障害者の地域生活を支援するケアマネジメントや自殺予防等の基本的な考え方やその過程（流れ）を学び、相談支援技術の向上を目的とします。 | ・開催回数：4回 ・参加者数：延べ194名 基礎研修Ⅰ（5/30）68名 基礎研修Ⅱ（9/6）40名 実務者研修第1回（10/28）37名 実務者研修第2回（11/14）49名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 新任者向けの「基礎研修Ⅰ・Ⅱ」を受講した後に、実務者研修を受講する構造であり、基礎研修の実施の取り掛かりを前年度末から担当者の異動時期と重なるため、早めに準備が必要である。 | 今後も継続して、支援者に向けた研修を実施し、スキルアップの向上を図る。研修内容は、参加対象者を見ながら必要に応じて、企画を行う。申し込みは研修の対象者等に応じ、ネット窓口に取り組む。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 介護支援専門員等に対する研修の実施 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 48 | 介護支援専門員への研修機会の創出 | 介護サービス従事者研修や各区の地域包括支援センターが実施する研修等の機会を捉え、介護支援専門員等の介護サービス従事者に対し、在宅で介護を受けている高齢者やその家族の心の状態や専門機関の情報等についての研修を行います。 | ケアマネジメント研修 開催回数：7区34回開催 参加人数：2,117人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 区の実情に応じて心に関する内容を設定して研修を実施している状況である。高齢者の自殺予防や高齢者とその家族の心の健康づくり等の目的を統一し、より多くの参加を目指し、更なるケアマネジメントのスキルアップに努める。 | 本研修において、在宅で介護を受けている高齢者やその家族の心の状態等の内容を取り入れている。引き続きケアマネジメント研修に心に関する内容を取り入れ、介護支援専門員等に周知し、高齢者やその家族の心のリスクに気付き対応できる、また心の健康づくりのスキルアップにも努める。 | 保健福祉局地域福祉推進課、精神保健福祉センター |
| 46 | 地域包括支援センター運営事業 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、通いの場等を巡回する等、相談窓口としての周知をより一層図るとともに、高齢者や家族、関係者などからの、保健・医療・福祉や権利擁護に関する幅広い相談に応じます。相談は、電話だけでなく自宅を訪問するなど迅速に対応するとともに、「老老介護」などの家族介護のケアマネジメントや地域ケア会議の開催などを通じて、適正にケアマネジメントを実施します。また、関係機関や地域団体、区役所などと適切に連携し、多くの専門職やNPOやボランティアによる支援にも結びつけ、地域包括ケアシステム構築を中心となって推進します。 | ・地域包括支援センター相談件数：211,522件 ・地域における啓発活動：70,036人 ・高齢者いきいき相談：388回 ・まちかど介護相談室：53箇所 ・地域ケア会議：360回 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 介護予防・生活支援サービスについては、市の実情に合わせた生活支援型サービスについて、利用者の状況に応じて介護保険事業者だけでなく、民間企業・NPO法人等、多様なサービス提供を確保する必要がある。地域包括支援センター運営事業については、虐待等困難事例への対応強化やサービスの質の確保を行うため、人材育成や効率的な人員配置による相談機能の充実や、関係機関との連携がさらに重要となる。また、課題の早期発見、早期相談につなげるために地域包括支援センターや「まちかど介護相談室」のPRも引き続き積極的に行っていく必要がある。 | 相談内容の複雑・多様化、相談者の生活パターンの多様化に対応するため、区役所内の相談窓口が連携し、包括的な支援体制の構築を進めるとともに、相談のアクセスポイントの拡充等、市民がより相談しやすい環境の整備及び適切なアウトリーチ支援を行い、関係機関との連携を図りながら、地域包括支援センターの機能強化・相談体制の更なる充実に取り組む。また、現役世代の関係機関などを対象に、地域包括支援センターや「まちかど介護相談室」等の相談窓口の一層の周知を図るとともに地域ケア会議を一層充実させ、地域に共通する課題を発見・把握するとともに、地域関係者等とのネットワークの構築を進める。さらに、災害や新型コロナウィルスの感染拡大等に対応するため、ICTの活用について検討する。 | 保健福祉局地域福祉推進課 |
| 民生委員・児童委員等への研修の実施 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 82 | 自殺対策出前講座 | 自殺対策に関する理解を広げるため、各種団体等からの要望により出前講座を開催しています。 | ・開催回数：46回 ・参加者数：1,875名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺に関する正しい知識の啓発を進め、地域における自殺予防の取り組みへと繋げていく必要がある。 | 団体の要望にあわせながら、自殺対策についての理解を深めることができるよう効果的な講座を実施していく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 77 | 自殺対策事業啓発講演会 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 連携調整を担う人材の養成の充実 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 108 | 地域の保健福祉関係職員への研修 | 心の健康づくりについての理解を深め、相談窓口の相互理解や協働を図るため、関係職員向けの研修を行います。 | ・開催回数：9回 ・参加者数：684名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 心の健康づくりについて、市職員の理解を図ることで市民サービスの向上を図る必要がある。 | 新たに福祉の職場に異動した職員への研修を継続して実施していきたい。 | 保健福祉局地域福祉推進課、保護課、障害者支援課、精神保健福祉センター |
| 社会的要因に関連する相談員の資質の向上 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 28 | 勤労者のメンタルヘルス研修の充実 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 研修資料の開発等 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 78 | 自殺やメンタルヘルスに関するパンフレットや冊子の作成・配布 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 75 | いのちとこころの情報サイトホームページの効果的な運用 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|---|--------------------------|--|---|----------------------|---|--|----------------------------|
| 自殺対策従事者への心のケアの推進 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 51 | 自殺未遂者に関する支援者のための研修 | 救急病院や消防、精神病院、かかりつけ医など、自殺未遂に関する支援者それぞれのニーズをふまえたテーマ（精神疾患の特徴や自殺危険因子とその評価方法や、適切な対応方法、PEECなど）に沿った実践的な研修を行うことで、支援者の資質の向上を図ります。 | ・開催回数：3回 ・参加者：58名 若者支援者：7/7開催 23名 高齢者支援者：9/29開催 14名 消防局職員：11/8開催 21名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺未遂者は、自殺のハイリスク群であるため、支援者に求められるスキルは、より実践的で高度なものが求められる。 | 研修参加者の属性を絞り、より現場に即した内容の研修を行っていききたい。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 110 | 自殺に関する支援者への技術とこころの支援 | 精神保健福祉センターの技術支援の一環として、自殺に関する統計情報等の提供や支援者への研修・困難事例や自死後のケアの相談等に応じます。 | ・支援者向け研修 開催回数：44回 参加者：1,854名 ・支援者への技術支援：349回 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 支援者は、時には相談者を助けられることが出来ないこともあるなど強いストレスにさらされることも多く、自らの健康を損なうおそれもあるため、支援が必要である。 | 引き続き、支援者向けの研修や支援の充実を図っていききたい。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 様々な分野でのゲートキーパーの養成の促進 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 25 59 | 若者の自殺予防、自殺未遂者対応のための支援者研修 | 若者に特有の複雑な自殺心理とその対応方法について、支援者の理解を図るとともに資質の向上を目的とした研修を行います。 また、希望する私立高校、大学において、ストレスの対処法やSOSの出し方など、こころの健康づくりのための出前講座等を行います。 | ・開催回数：9回 ・参加者数：509名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 若年層の自殺の状況は、深刻であり、自殺者のうち未遂歴があるものの割合も高いため、重点的な取り組みが必要である | 若者という属性を切り口として、より実践的な支援者研修を継続して実施していききたい。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 83 | 精神保健福祉サポーター養成講座 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| | 薬物乱用・依存関連問題専門研修 | 薬物等の乱用・依存関連問題に関わる支援者を対象に、依存症に関する知識や支援手法を取得するための研修会を開催します。 | ・開催回数：1回 ・参加者：63名 12/23開催63名 3/19新型コロナウイルス感染拡大のため中止 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 第1回、第2回共に研修参加者多数であったが、ひとつの機関から複数人の参加がある等、参加者に偏りがあり、広報活動に工夫が必要である。 | 依存症関連問題に対応するため、依存症に対する基本的な知識を抑えつつ、支援者のニーズに添った研修内容を検討していく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 112 | ゲートキーパーの地域での広がり | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 82 | 自殺対策出前講座 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 70 | こころの健康およびアルコール依存症対応力向上研修 | かかりつけ医や精神科医療機関関係者、職場のメンタルヘルスに関わる専門職を対象に、うつ病とアルコール依存症の正しい知識と対応方法の研修を行います。 | ・開催回数 1回（12/3） 参加者 43名 ※市医師会が実施 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | アルコール依存やうつ病の症状がある人が最初に受診をするのはかかりつけ医であることが多い。また、職場のメンタルヘルスの課題も大きい。 | 医師会と調整の上、計画・実施する予定。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 114 | がん患者・家族への支援 | がん患者を必要に応じ専門的、精神的なケアにつなぐ支援をする「がん相談支援センター」等について、福岡県や各団体との連携により周知に努めます。また、かかりつけ医等を対象とした自殺対策研修の一環として、がん医療における告知をはじめとした患者とのコミュニケーションの取り方や、患者及び家族の精神症状に対するケア等への理解について、内容の充実に取り組みます。 | がん専門相談員が配置されており、がん患者だけでなく誰でも気軽に相談できる「がん相談支援センター」を周知するためチラシを作成し、市民センターに設置するとともに、市ホームページにも掲載した。 また、福岡県内で活動している患者会や支援団体をはじめ、がん患者や家族が集い情報交換を行う「がん患者サロン」等について、市ホームページを通じて情報の提供を行った。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | がん発覚による精神的なショックによるうつ病等発症の問題もあることから、市ホームページ等を通じて、がん相談支援に関する情報について、より一層の充実を図る。 | 今後も、「がん相談支援センター」と、より一層の連携強化を図り、その周知に取り組んでいく。 | 保健福祉局難病相談支援センター、精神保健福祉センター |
| 2 社会的な取り組みで自殺を防ぐ | | | | | | | |
| 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 79 | 自殺対策パンフレットの作成 | 自殺対策に必要な知識や相談窓口情報等を記載したパンフレット等を作成し、市民や関係者への周知を行っています。また、関連資料等は、いのちとこころの情報サイトのホームページに掲載しており自由にダウンロードすることができます。 | ・7種34,500冊作成 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 市民が自らのこころの健康を維持・向上させ、地域全体で自殺予防に取り組むためには、自殺に対する正しい知識を学び偏見の除去や専門家の相談先等を広報する必要がある。 | より多くの市民や関係者が利用できるため、よりアクセスしやすい方法として、各団体等へ利用申請書の利用を広報していく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 56 | 自殺予防こころの相談電話 | 自殺予防を目的に、臨床心理士等が様々な悩みを傾聴するとともに、必要に応じて助言・情報提供を行います。 | ・対応件数：2,847件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 誰にも悩みを打ち明けられずに自殺へと追い込まれてしまう方達の話に傾聴等することで、自殺予防を図る。 | 相談件数は増加傾向にある。今後も一件一件の電話に丁寧に丁寧に対応していくことで、一人でも多くの方の自殺を予防したい。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-----------|---|---|--|-----------------------|--|---|-----------------------------|
| 75 | いのちとこころの情報サイトホームページの効果的な運用 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 57 98 | 社会福祉法人 北九州いのちの電話への補助事業 | 社会福祉団体等補助事業で「社会福祉法人北九州いのちの電話」に運営活動費補助金を交付しています。また、市政だより(すこやかハート)にボランティア電話相談員の募集に関する記事を掲載し、PRに努めています。 | ・R元年度補助交付額 5,000千円 ※市政だより(令和元年7月15日号)に電話相談員募集関連記事を掲載 | b:取組中【事業の方向性: 継続又は拡充】 | ボランティア電話相談員が減少傾向にあり、相談員の増加が課題となっている。 | 引き続き、運営活動費補助金の交付をするともに、市政だよりを活用したボランティア電話相談員の募集を行う。 | 保健福祉局総務課 |
| 54 | 夜間・休日精神医療相談事業 | 夜間・休日の精神疾患急変時等に、精神障害者や家族等の不安軽減のための相談や、必要に応じて適切に医療等につなげるための電話相談窓口を設置しています。 | ・相談件数: 1,963件 | b:取組中【事業の方向性: 継続又は拡充】 | 夜間・休日であるため、緊急性は高くないが、速やかに受診する方が好ましい相談者に対して医療機関へ適切に繋げることが困難なことがある。 | 相談件数は年々増加傾向にある。引き続き、事業を継続実施し、相談者のニーズに応えるとともに、直ちに受診を希望する相談者に対しては、応急入院指定病院と連携し対応する。 | 保健福祉局精神保健福祉課 |
| 11 | 「24時間子ども相談ホットライン」事業 | いじめ・不登校等子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩み、児童虐待の緊急対応など、24時間体制で電話相談を受け付けます。 | ・電話相談対応件数: 5,409件 ・24時間子ども相談ホットライン相談員電話対応専門研修: 3回実施。 | b:取組中【事業の方向性: 継続又は拡充】 | 現状のまま24時間・365日体制で適切な電話対応を継続することが必要。 | 引き続き、電話相談員のスキルアップに努める。 | 子ども家庭局子ども総合センター |
| 9 | 子ども・家庭相談コーナー運営事業 | 区役所の子ども・家庭相談コーナーで、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図る。 | 子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携し、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図る。 ・相談件数: 81,681件 | b:取組中【事業の方向性: 継続又は拡充】 | 子どもと家庭に関する相談内容は複雑・多様化している。 | 本市及び関係機関が実施する研修に参加し、相談員の資質の向上を図ることで、相談者に対して適切かつきめ細かく対応する。 | 子ども家庭局子育て支援課 |
| 55 63 | 精神保健福祉相談 | イライラする、眠れない、ストレスが溜まるなどこころの健康や、酒害(アルコール)、老人性認知症などに関する問題を抱える本人や家族に対して、各区役所において精神科医や相談員等が相談に応じます。 | ・各区役所での随時相談: 延べ13,674件 【内訳】 面接: 4,425件 訪問: 961件 電話: 8,279件 メール: 5件 酒害(アルコール) 定例相談: 4件 | b:取組中【事業の方向性: 継続又は拡充】 | 精神保健に関する相談や暮らし、経済問題、対人関係、家族関係等、相談内容は多様化・高度化しており、今後とも、引き続き関係機関と連携していく必要がある。 | 引き続き定例相談及び随時相談を実施し、相談者のニーズに応じていきます。 | 保健福祉局精神保健福祉課 |
| | 北九州市障害者基幹相談支援センター | 障害者相談支援事業を実施する「障害者基幹相談支援センター」において、よろず相談窓口として訪問支援(アウトリーチ)を含む相談支援を行う。あわせて障害者虐待防止センターの機能を持たせ、虐待に関する通報の受理や養護者への指導・啓発などを行う。 | ・障害者基幹相談支援センターの相談件数: 24,387件 | b:取組中【事業の方向性: 継続又は拡充】 | 障害者基幹相談支援センターの知名度は徐々に高まっているが、さらに高める必要がある。 | 引き続き、訪問支援(アウトリーチ)など丁寧な相談支援方法をとることにより、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする。 | 保健福祉局障害者支援課 |
| 85 | 男女共同参画センター相談事業 | 男女の心の問題や生き方、DV、セクシャルハラスメントなどの性別による人権侵害、女性の人生設計の相談等についてジェンダーの視点に立って相談に応じます。 本人が解決に向かう力をつけるための問題整理や情報提供を行い、相談者が自ら決断し行動できるようサポートします。 必要時、臨床心理士、弁護士等が専門的な立場から相談に応じます。 | こころと生き方の一般相談、性別による人権侵害相談、弁護士による無料法律相談等を実施した。 ・年間相談件数 2,284件 生き方や夫婦関係、DV、親子関係などの相談に電話や面談で対応している。 | b:取組中【事業の方向性: 継続又は拡充】 | 本センター相談室だけでは解決できない問題も多く、必要に応じて区役所保健福祉課子ども・家庭相談コーナーや北九州市精神保健福祉センター、人権推進センター等を紹介している。関係機関との日頃の連携が重要と感ずる。 | 今後も相談者に寄り添い、ジェンダーの視点に立って相談に応じる。 | 総務局男女共同参画推進課 |
| 21 | 若者のこころとせと相談室 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局総務課 |
| | 多文化共生ワンストップインフォメーションセンター運営事業 ※平成31年4月から事業名変更 | 再掲 | - | - | - | - | 企画調整局国際政策課 (公財)北九州国際交流協会 |
| 47 101 | いのちをつなぐネットワーク事業 | 「いのちをつなぐ」をキーワードに、地域における既存のネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、セーフティネットの網の目を細かくしていくことで、支援を必要としている人が社会的に孤立することがないように、市民・企業・行政の力を結集して地域福祉ネットワークの充実・強化を図ります。 | ・会合参加数: 1,530件 ・相談件数: 633件 ・相談内容: 883件(※1件の相談で複数の相談内容有り) ・いのちをつなぐネットワーク推進会議を開催(令和元年8月) ・いのちをつなぐネットワーク推進会議実務担当者意見交換会を開催(令和2年2月) | b:取組中【事業の方向性: 継続又は拡充】 | 今後も「地域の課題を地域で考え、地域で解決する」ための環境整備を行い、自助・共助の取り組みを支援・啓発していくことが重要である。そのために関係団体・機関と行政の連携体制の構築・強化と、市役所内部の連携機能の強化が必要であると考える。 | いのちをつなぐネットワーク推進会議の開催。協力企業・団体の拡大、連携強化を図る。 | 保健福祉局地域福祉推進課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-----------------------------------|-----------------------|--|--|----------------------|--|---|---------------------------------|
| 102 | 心理ケア支援事業 | 各区役所保護課に臨床心理士（会計年度任用職員）を配置し、生活保護受給者に対する精神的支援（心理面からの状況把握、カウンセリングなど）やケースワーカーへの技術的助言及び支援、精神保健福祉センターとの技術的連携を行い、精神保健福祉分野の体制強化を図ります。 | ・訪問面談：465件 ・来所面談：956件 ・カンファレンス等参加：346件 ・その他：1,063件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | （公財）日本臨床心理士資格認定協会が認定した臨床心理士の資格または、公認心理師の資格を有する者を会計年度任用職員として雇用する必要があるが、病院や児童相談所、学校が主な職場として考えられており、生活保護の現場はなじみが薄いこともあり、人材確保が非常に困難。 | 精神障害者、発達障害者等、心理的支援が必要な生活保護受給者に対して、臨床心理士・公認心理師（会計年度任用職員）による見立てやカウンセリングなどを通して生活支援を行う。 | 保健福祉局保護課 |
| | 自死遺族の個別相談 | 自死遺族の方を対象に、傾聴を中心とした個別相談の場を提供し、必要に応じて、地域の資源・支援機関などの情報提供を行いながら、こころのケアを図ります。 | ・相談件数：3件（来所3件、電話相談0件） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自死は、遺されたご遺族の心に後々まで大きな影響を及ぼすため、適切な支援へと繋ぐことが必要である。 相談者数は少なく、必要な層に、必要な情報が届いていない可能性もある。 | 相談者数が少なく、必要な層に、必要な情報が届いていない可能性もあるため、当相談窓口の周知に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 22 | 子ども・若者応援センター「YELL」の運営 | 社会生活を円滑に営む上でさまざまな困難を抱えている子ども・若者（概ね15歳から39歳まで）や、その家族を対象に相談に応じるほか、関係機関の紹介、必要な情報の提供や助言等を行う総合相談窓口として自立を支援しています。 | ・相談件数：1,442件（うち新規相談者：146人） 一日あたりの相談件数：12.1件 ・プログラム利用者数（延べ数）：1,165人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 一人ひとりの活動自立度に合わせた体験プログラムの充実が課題である。 | 自立度に合わせた体験プログラムの内容の見直しのほか、連携先の開拓、新規メニューの開発など、関係機関ともさらに連携して研究に取り組む。 | 子ども家庭局青少年課 |
| 38 | 住宅防火訪問 | 年齢や地域特性等をふまえ、年間を通じて高齢者・障害者等の訪問活動を行い、防火・防災啓発の普及を図る。 | ・防火訪問件数：3,298件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 戸別訪問に不信感を持たれることがあるため、事業の趣旨を的確に伝え、訪問先の実情に応じた指導啓発が必要である。 | 市内105隊の警防小隊が、一隊あたり概ね30件の防火訪問を実施する。（約3,150件） | 消防局予防課 |
| 37 | いきいき安心訪問 | 介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災や家庭内での事故防止の指導、簡単な身の回りのお世話をを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、高齢者の安全・安心の向上を図る。 | ・世帯訪問件数：1,848世帯 ・訪問消防団員数：137人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年1月現在、訪問を見合わせている。 | 新型コロナウイルス感染症の状況等により事業を再開する。 | 消防局消防団課 |
| 113 | 性的少数者の支援体制の構築 | 自殺念慮・自殺未遂の割合が高いことが指摘されている性的少数者について様々な課題に対応した支援体制を構築します。なかでも性同一性障害を中心とした医学的見地からの対応を要する相談については、専門相談窓口を開設します。 | ・電話相談件数：14件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 性同一性障害について相談対応する職員のスキルの維持・向上が必要。 | 職員のスキル向上や当事者との交流のため、外部研修への積極的な参加や、勉強会の開催、学会への参加等を図りたい。 | 保健福祉局人権文化推進課 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 33 | 消費者トラブル無料法律相談 | 多重債務が自殺の原因となる等社会問題化していることから、消費生活センターの各窓口で借金の相談を受け付けています。処理にあたっては、借金や家計収支の状況等を相談員が聞き取り、法的解決方法を説明し、必要に応じて専門家の意見を聞くために当センターで実施している消費者トラブル法律無料相談へ案内・誘導しています。 | ・多重債務による法律相談：43件受付 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 特になし | 今後も事業継続予定 | 市民文化スポーツ局消費生活センター |
| 失業者等に対する相談窓口の充実等 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 20 | 若者ワークプラザ北九州の運営 | 若者の就業支援の拠点である市内2か所の「若者ワークプラザ北九州」において、就業相談、各種情報提供、セミナー・講座、職業紹介などを実施して、若者の就業促進を図ります。 | ・カウンセリング利用者数：11,486人 ・就職決定者数：1,200人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 求職者有利の就職状況にあり、仕事を選ばなければ就職することはできる状況にあるものの、「希望する職種」と「求人がある職種」のミスマッチは存在している。若者の自立支援の観点から、求職者に対し、カウンセリングや職場体験などを通じ、市内企業で働く魅力を伝え、希望する職種・業種を増やす必要がある。 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による雇用情勢の悪化を踏まえ、より丁寧なカウンセリング対応や、新たな就活モードに対応したセミナーを行うなど、状況の変化に応じてスピード感のある支援を行っていく。 | 産業経済局雇用政策課 |
| 法的問題解決のための情報提供の充実 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 85 | 男女共同参画センター相談事業 | 再掲 | - | - | - | - | 総務局男女共同参画推進課 |
| 106 | | | | | | | |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-----------|-------------------|--|--|----------------------|---|--|---------------------|
| 42 106 | 高齢者・障害者あんしん法律相談事業 | 「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」などの民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会の協力により無料法律相談を行います。 | ・相談件数：148件 (高齢119件、障害29件) ・市政だより(区版)を活用した周知(毎月) | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 高齢者・障害者あんしん法律相談事業の周知を引き続き行う。 | 時期を捉えた広報を引き続き実施し、市民の民事・刑事上の法律に関わる問題について福岡県弁護士会北九州部会の協力により行う。 | 保健福祉局長寿社会対策課、障害者支援課 |
| 106 | 法律人権相談 | 各種相談事業に取り組んでいます。 | 各区で毎月1回開催 ・年間84回 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 若年層への広報の仕方 | 継続実施 | 広報室広聴課 |
| 106 | 東部・西部勤労婦人センター相談事業 | 各種相談事業に取り組んでいます。 | 女性が抱える様々な問題について、専門家(弁護士・相談員)が個別に相談に応じた。 ・相談件数：56件 東部勤労婦人センター：26件 西部勤労婦人センター：30件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 必要に応じて区役所保健福祉課 子ども・家庭相談コーナーや北九州市精神保健福祉センター等を紹介している。 | 令和3年度から男女共同参画センター相談事業として、門司生涯学習センター大里分館、八幡東生涯学習センター尾倉分館にて実施予定。 | 総務局男女共同参画推進課 |
| 106 | 地域交流センター人権法律相談 | 人権、金銭、土地、家屋、親族等の専門的知識を必要とする問題について、弁護士による無料法律相談を行います。 | ・相談件数：138件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 特になし | 今後も市政だよりやセンターだよりで広報を行い、市民に事業の周知を行なう。 | 保健福祉局同和対策課 |
| 106 | 自死遺族のための無料法律相談 | 各種相談事業に取り組んでいます。 | ・相談件数：0件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 相談者は少なく、必要な層に、必要な情報が届いていない可能性もある。 | 引き続き事業を継続するとともに、当相談窓口の周知に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

危険な場所、薬品の規制等

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|-----------------|--|---|----------------------|---|---|-----------------|
| 58 | 自殺の危険箇所改善への取り組み | 自殺危険箇所における危険防止のため柵等の取り付けや啓発ポスター等の掲示などについて、所有者や管理者への理解を求めていきます。 | ・市内のJR九州全駅へ自殺予防ポスターの掲示を依頼(9月、3月) ・北九州モノレールに同ポスターを掲示(9月、3月) | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺を考えるほど追込まれている方は、生と死の間を揺れ悩んでいるといわれている。そのような方は様々な状況下に置かれていることから、危険箇所は多様に渡る。多様な危険箇所に合わせた、効果的な改善が必要である。 | 市内JR駅やモノレール駅に協力を働き、自殺予防週間や月間に合わせたポスター掲示等の啓発を引き続き行う。また、他の自殺危険箇所についても、効果的な改善を行えるよう検討していく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

インターネット上の自殺予告事案への対応等

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|--------------|--|--|----------------------|--|--|------------|
| | ネットトラブル等防止事業 | インターネット上のサイト等において、児童生徒によるいじめや非行行為等の不適切な書き込みを把握・監視し、適切に対応することでネットトラブル等の早期発見と未然防止に努めています。 また、教職員に対してネットトラブルに関する対応力向上のための研修を行います。 児童生徒のスマートフォンやインターネットの利用についての実態を調査し、PTA協議会や学校と連携して児童生徒への指導や保護者への啓発を行っています。 | ・インターネット上のサイト等を定期的に巡回監視し、不適切な書き込み等について必要に応じて対応した。 ・教職員を対象にしたネットトラブルに関する研修会の実施 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 児童生徒のスマートフォンの所持率が年々増加し、SNS上のいじめや様々なトラブルが懸念される。 | ・巡回監視を継続し、問題の早期発見・早期対応に努める。 ・児童生徒のスマートフォン等の利用実態について調査分析するとともに、PTAと連携しながら、スマートフォンやインターネットの適切な利用について、効果的な啓発に取り組む。 | 教育委員会指導第二課 |

介護者への支援の充実

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|------------------|--|---|----------------------|--|--|-------------------------|
| 48 | 介護支援専門員への研修機会の創出 | 介護サービス従事者研修や各区の地域包括支援センターが実施する研修等の機会を捉え、介護支援専門員等の介護サービス従事者に対し、在宅で介護を受けている高齢者やその家族の心の状態や専門機関の情報等についての研修を行います。 | ケアマネジメント研修 開催回数：7区34回開催 参加人数：2,117人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 区の実情に応じて心に関する内容を設定して研修を実施している状況である。 高齢者の自殺予防や高齢者とその家族の心の健康づくり等の目的を統一し、より多くの参加を目指し、更なるケアマネジメントのスキルアップに努める。 | 本研修において、在宅で介護を受けている高齢者やその家族の心の状態等の内容を取り入れている。 引き続きケアマネジメント研修に心に関する内容を取り入れ、介護支援専門員等に周知し、高齢者やその家族の心のリスクに気づき対応できる、また心の健康づくりのスキルアップにも努める。 | 保健福祉局地域福祉推進課、精神保健福祉センター |
| 46 | 地域包括支援センター運営事業 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局地域福祉推進課 |
| 43 | 認知症カフェ普及促進事業 | 認知症の人を支える取組みやつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減などを図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である「認知症カフェ」の普及を促進します。 | ・認知症カフェ数：25(カフェ・オレンジを除く) (令和2年3月末時点) ・認知症カフェ交流会参加者数：31人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | カフェ実施者の「認知症カフェ」に対する認識にそれぞれ特色があることから、多様性に富む反面、ニーズのマッチングが難しい。 | 地域での居場所となる認知症カフェについて、様々な形態もあるため、地域の情報を収集し、認知症カフェ実施者の交流会の開催などを行い、普及促進を行っていく。 | 保健福祉局認知症支援・介護予防センター |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|--------------------------------|-----------------------------------|--|--|----------------------|---|--|---------------------|
| 44 | 認知症介護家族交流会 | 認知症の人を介護している家族を対象として、家族同士が励まし合い、認知症の介護について学び合うための交流会を開催していきます。 | ・介護家族交流会 参加者数：44人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 毎回、新規参加者も含め一定数の参加がある。より多くの人に参加しやすいように会場を巡回して実施していることにより、一方で会場によっては自宅から遠方であり参加しづらいなどの声もあり、開催場所についての課題は残っている。 | 同じ悩みを抱える家族同士の分かち合いの場であり、ピアサポートの重要な仕組みとして、定期・継続的に実施していく必要がある。 | 保健福祉局認知症支援・介護予防センター |
| 45 | 認知症・介護家族コールセンター | 認知症の人やその家族が抱える不安や悩みなどが気軽に相談できるよう、認知症介護経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の人や介護する家族等への精神面での支援を行います。 | ・コールセンター相談件数：196件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 潜在的なニーズはあると思われるが、十分に周知が行き届いていない可能性もある。今後とも、市政だよりの活用方法やチラシの配布先など効果的な周知方法について検討していく。 | 認知症介護経験者等が対応することにより、認知症の本人や家族への精神面での効果的な支援を行う有効な事業である。事業を定期・継続的に窓口を設置しておくことが重要である。 | 保健福祉局認知症支援・介護予防センター |
| いじめを苦にした子どもの自殺の予防 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 13 | いじめ対策の充実 | 再掲 | - | - | - | - | 教育委員会指導第二課 |
| | Eメール相談 | 電話では相談しづらい不安や悩み、疑問などをEメールで受け、相談内容に応じて適宜アドバイスや適切な関係機関を紹介するなど、相談者の気持ちに立って、不安や悩みの軽減、疑問の解消に努めます。 | ・相談実績：141件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | メールの受信日によっては、回答に時間を要する。 | できる限り速やかに回答するよう努める。 | 子ども家庭局子ども総合センター |
| 11 | 「24時間子ども相談ホットライン」事業 | 再掲 | - | - | - | - | 子ども家庭局子ども総合センター |
| 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 1 | 育児支援家庭訪問事業（のびのび赤ちゃん訪問事業） | 個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行います。 | 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し訪問した。 ・訪問実件数：2,305件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 関係機関と連携し、継続した支援が必要。 | 養育支援が必要な家庭は、虐待のリスクもあることから支援体制を強化するために関係機関と連携し、より効果的な事業の推進を図る。 | 子ども家庭局子育て支援課 |
| 2 | 生後4ヶ月までの乳児家庭全戸訪問事業（のびのび赤ちゃん訪問事業） | 生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育てられる環境整備を図ります。 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象とし訪問した ・訪問件数：6,323件 (訪問割合：94.6%) | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 今後も保健師や助産師等の専門職と地域支援者それぞれの強みを活かした活動。 | 子育ての孤立化を防ぎ、地域での見守り体制を充実させていくために100%を目標に継続して実施する。 | 子ども家庭局子育て支援課 |
| 3 | 妊娠期からの養育支援事業（すくすく子育て支援事業） | 妊娠・出産・育児期において、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、医療機関と連携しながら、養育支援を行うことにより、家庭の養育力を高め、児童虐待を防止します。 | 医療機関との連携により、支援が必要な家庭への訪問等を行った。 ・医療機関からの連絡件数：736件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 医療機関との密な連携体制が必要。 | 今後も医療機関と連携し、効果的な支援を実施する。 | 子ども家庭局子育て支援課 |
| 4 | 乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業（すくすく子育て支援事業） | 虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じます。 また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行います。 さらに、未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努めます。 | 乳幼児健康診査未受診者に対し、受診勧奨等を行った。 ・対応数：1,080件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 子育ての孤立化を防ぐためにも、関係機関との連携が重要。 | 乳幼児健康診査の未受診者は、様々な問題を抱えていることがあるため、訪問等による支援や受診勧奨を継続して実施する。 | 子ども家庭局子育て支援課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|--------------------------------------|--|--|----------------------|---|--|------------------------------|
| 5 | 保育カウンセラー事業 | 児童虐待の早期対応・防止や発達への気になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内保育所等を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所等を支援します。また、緊急事態等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努めます。 | 市内の保育所等に対して「子ども虐待、気になる子ども、養育への配慮が必要と感じられる子ども」の状況調査を行い、対応に悩む保育所等に対し、訪問や電話による支援を行った。 ・訪問支援：110回（348人） ・電話対応：122件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 子ども虐待、気になる子ども、養育への配慮が必要と感じられる子どもへの対応は、保育所等内にとどまらず、より適切な機関への紹介や社会的資源の活用等、他機関との連携の必要性が高まっている。 | 事業について保育所等にアンケート調査を行った結果、訪問や電話での支援については概ね好評であったため継続していく。また、各区子ども家庭相談コーナーや子ども総合センターなど関係機関との連携について、情報のつなぎを行っている。 | 子ども家庭局保育課 |
| 6 | 家族のためのペアレントトレーニング事業 | 虐待の再発防止および発生予防を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」、「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術に関する訓練を行います。 | ・家族再統合コース：12家庭参加。 ・養育不安コース：14家庭参加。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 中断するケースの継続実施 保護者同士の交流の促進 | 適応ケースを見極め、継続実施にむけた動機付けを高める。保護者同士の交流をより促進するようなプログラムを検討する。 | 子ども家庭局子ども総合センター |
| 7 | 児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化 | 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応および適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通して、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努めます。 | ・児童虐待通告件数：2,305件 ・児童虐待相談対応件数：2,110件 ・児童虐待対応リーダー養成研修開催回数：1回 参加者数：165人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 児童虐待の早期発見、早期対応、また発生予防に努め、迅速かつ適切に対応することはもとより、虐待を受けた子どもの心のケアや虐待を行った保護者等への再発防止策の対応が喫緊の課題である。 | 子どもの心のケアに重点を置いて取り組みを強化する。 | 子ども家庭局子ども総合センター、子育て支援課 |
| 8 | 児童虐待防止医療ネットワーク事業 | 小児患者に対応する拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの児童虐待に関する相談への助言、研修等、児童虐待対応力の向上を図ります。 | ・児童虐待専門コーディネーターの相談対応件数：534件 ・事例検討会を毎月開催。 ・児童虐待の対応能力向上のための研修実施。 ・拠点病院監修のもとで、児童虐待早期発見のポイント等をまとめた医療機関向けのリーフレットを作成。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 児童虐待対応のための教育研修の実施。 | 医療機関に向けた児童虐待対応に関する研修を実施し、医療機関のネットワークづくりを進める。 | 子ども家庭局子育て支援課 |
| 9 | 子ども・家庭相談コーナー運営事業 | 再掲 | - | - | - | - | 子ども家庭局子育て支援課 |
| 10 | 子ども総合センターの運営 | 児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行います。また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組めます。 | ・児童相談受付件数：7,450件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 児童を取り巻く多種多様な課題等に対し、迅速かつ適切に取り組むことが必要。 | 次代を担う子どもの健やかな育成のため、関係機関等との連携を密に図りながら、より効率的、効果的な事業運営に努める。 | 子ども家庭局子ども総合センター |
| 11 | 「24時間子ども相談ホットライン」事業 | 再掲 | - | - | - | - | 子ども家庭局子ども総合センター |
| 12 | 児童養護施設等入所児童への支援の充実 | 児童養護施設は、2～18歳の家族と一緒に暮らせない児童が入所する施設です。近年、虐待による入所が増加しており、知的障害だけでなく発達障害の児童も増えているため、虐待等によりストレスやトラウマを抱える児童への支援の充実を図ります。 | 措置児童の養育を行う児童養護施設等に対して措置費を支弁した。 ・支弁対象延べ児童数：5,651名 発達障害児等を入所させた施設に対し、より手厚い養育環境を確保するための助成を行った。 ・対象職員数：10名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 児童養護施設等の職員確保と人材育成、また施設の小規模化及び地域分散化、高機能化に向けた取り組みの実施。 | 地域小規模児童養護施設の開設やオールユニット型の児童養護施設の運営に対する支援など、家庭的養護の推進に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター、子ども家庭局子育て支援課 |
| 97 | 犯罪被害者等支援事業 | 犯罪被害に遭った被害者やその家族・遺族が、元の平穏な生活を取り戻すことができるように支援するため、福岡県・福岡市と共同で「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」（福岡市と本市に各1箇所）を設置しています。また、性暴力に特化した被害者救済の施策として、平成25年7月から福岡県・福岡市と共同で「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を設置しています。 | ・福岡県警察の行事や、住民大会・街頭キャンペーン等でチラシの配布を行い、センターの周知を実施。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | ・相談件数の増加に伴い、相談対応や直接支援を行う支援員の不足。 ・性暴力被害者相談窓口の周知不足。 | ・支援不足に対応するため、支援員の養成、とりわけ夜勤対応可能な相談員の強化を検討していく。 ・性暴力被害者相談窓口の周知を図るため、市庁舎内や市内の商業施設、美容院等への広報物掲示や、本市への転入者に周知を行う。 | 市民文化スポーツ局安全・安心相談センター |
| 85 | 男女共同参画センター相談事業 | 再掲 | - | - | - | - | 総務局男女共同参画推進課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|----------------------------------|------------------------|---|---|----------------------|--|---|-----------------|
| 生活困窮者への支援の充実 | | | | | | | |
| 34 | 生活困窮者自立支援事業 | 平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことを踏まえ、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者の自立の支援に取り組めます。 | ・新規相談受付件数：1,860件 ・プラン作成件数：913件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自らSOSを発すること困難な方に対しても、「いのちをつなぐネットワーク事業」のアウトリーチと連携することで、確実に支援を行える体制を構築し、生活困窮の深刻化を防止する。 | 相談者が直面している住宅の入居・居住に関する課題に対して支援を行うことで、自立した生活基盤づくりを強化する。 | 保健福祉局地域福祉推進課 |
| 107 | 総合相談会の定例開催 | 自殺予防においては、心の悩みを抱える人たちの背景にある様々な課題やリスクを解決するために、各関係機関相互の連携が必要となります。複雑・困難な背景を抱える人々に、ワンストップで相談の解決への道筋をたてることで、相談者の自殺リスクの軽減を図ることや、関係機関の連携体制の強化を目的とした総合相談会を定期的に開催し、相談者を丁寧にフォローしていきます。 | ・弁護士、司法書士、臨床心理士、精神保健福祉士等の専門職がワンストップで応じる総合相談会を開催 開催回数：3回（6/27、9/17、12/12） 相談件数：14件 3月開催予定分は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺を考えるほど悩まれている方は、複雑・困難な状況のなかで、どこに相談すれば良いかわからない方が多いといわれている。また、このような方への支援においては、支援者同士の連携が重要になると考えている。 | 総合相談会は、相談者の満足度が高く、相談員にとっては、他の専門職の共通理解と連携を図る機会となる等の成果があった。平日の開催だけでなく、休日の開催も行っていきたい。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 35 | ホームレス対策推進事業 | 法及び国の基本方針等に基づき策定した「北九州市ホームレス自立支援実施計画」に沿って、自立の意志がありながらホームレスを余儀なくされている方に対し、自立の支援やホームレスになることを防止するための生活の支援を地域や関係団体と連携して取組みます。 | ・市内ホームレス数：58名 ・ホームレス自立支援センター入所者数：52名 ・退所者数：51名（うち就労退所23名） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 全国のホームレス数は減少傾向にあり、本市のホームレス数も同様の傾向である。一方、ホームレスの背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在する。 | 今後も職業相談員と連携し、入所者が抱える就労阻害要因の解決策の検討や今後の支援方針の決定等、きめ細やかに求職活動を支援する。 | 保健福祉局地域福祉推進課 |
| 47 | いのちをつなぐネットワーク事業 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局地域福祉推進課 |
| 101 | 心理ケア支援事業 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局保護課 |
| ニート状態等の若者の自立支援 | | | | | | | |
| 24 | 社会的ひきこもり対策事業 | 様々な要因によって社会参加の場が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態をいう「ひきこもり」の中でも、特に、背景に精神疾患がない「社会的ひきこもり」について、支援者向けの研修・連絡会、市民向けの講演会、家族教室、自助グループの側面的支援等の事業を実施します。 | ・支援者向けの研修会 開催回数：1回 参加者数：101名 ・市民向けの講演会 開催回数：1回 参加者数：93名 ・家族教室 開催回数：7回 延参加者数：70名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 単一の機関・単独の支援者によるサポートやアプローチだけでは十分な支援は困難であり、多種・多様な機関の連携に基づく支援の継続が重要となります。そのため、他の関係機関との連携・つなぎや地域における新たな資源の開発・創設を意識した事業運営が求められます。 | ひきこもり地域支援センターとの連携を基盤として既存の事業を継続実施しながら、支援者研修・連絡会、市民向け講演会の企画・運営・広報等の工夫等により、市民及び関係者の意識・関心の向上を図る。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 23 | ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」の運営 | 社会的ひきこもりに関する相談や様々な情報、活動場所を提供しています。（社会的ひきこもりとは：社会的な参加の場がせげまり、就職や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態） | ・電話・来所・訪問による相談支援を実施した。 延べ相談件数：2,485件 相談実人数：349人 ・フリースペースを開設し、居場所の提供を行った。 フリースペース開催回数：86回 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | ひきこもり当事者、家族からの相談件数は増加傾向にあり、継続的な支援が必要である。また、ひきこもりから脱却した後の就労先の開拓や、地域で支える仕組みを構築、40代以上の当事者やその家族への支援が必要である。 | 引き続き、電話相談や来所相談、訪問支援、フリースペースを実施し、利用者のニーズに合った支援を行うとともに地域ネットワーク作りの拡大を図る。 | 保健福祉局精神保健福祉課 |
| 22 | 子ども・若者応援センター「YELL」の運営 | 再掲 | - | - | - | - | 子ども家庭局青少年課 |
| 100 | ひきこもり支援実務者連絡会議 | ひきこもりについては「多岐に渡る方面からの支援」と「支援者相互の有機的な連携」等が必要です。ひきこもり支援者が集い、情報交換を行うことで、連携のためのネットワークの構築や互いの支援のスキルアップを目指します。 | ・開催回数：2回 ・延参加者数：49名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | ひきこもりの問題は、様々な方面からの支援が必要であるため、支援者が一同に開始、情報交換を行う機会の提供が必要である。 | 引き続き、定期的な連絡会議を開催し、ひきこもりの問題に携わる支援者間のネットワークの構築や、スキルアップの向上を図る。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 20 | 若者ワークプラザ北九州の運営 | 再掲 | - | - | - | - | 産業経済局雇用政策課 |
| 3 適切な精神科医療を受けられるようにする | | | | | | | |
| 精神科医療を担う人材の養成など精神科医療体制の充実 | | | | | | | |
| 54 | 夜間・休日精神医療相談事業 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|--------------------------------------|----------------------------|---|--|----------------------|--|--|-----------------|
| 53 | 精神科緊急・救急医療体制整備 | 夜間休日における精神科緊急・救急医療体制（24時間365日）について、福岡県及び福岡市と共同で整備しています。 | ・受診件数：466件 （うち北九州ブロック：90件） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 身体合併症の場合は、身体的な処置が優先されるため、システムで通常紹介する当番病院では対応できない。 | 身体的な処置が対応可能な救急病院に速やかに診察を依頼する。その上で精神科に係る対応を行う。 | 保健福祉局精神保健福祉課 |
| 103 | 精神障害者保健福祉対策事業 | 各区保健福祉課で実施している定例相談に、非常勤嘱託医を派遣しています | ・各区役所での定例相談（延べ件数） 精神保健相談：30件 老人精神保健相談：2件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 精神保健に関する相談や暮らし、経済問題、対人関係、家族関係等、相談内容は多様化・高度化しており、今後とも、引き続き関係機関と連携していく必要がある。 | 嘱託医の確保に努め、引き続き定例相談を実施し、相談者のニーズに応じていきます。 | 保健福祉局精神保健福祉課 |
| うつ病の受診率の向上 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 36 | アルコールとうつ、自殺に関する効果的な啓発活動の展開 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 61 | 依存症・うつ病等の精神疾患に関する相談体制の整備 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 49 | かかりつけ医こころの健康対応力向上研修 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 60 | 産後うつ対策（のびのび赤ちゃん訪問事業） | 産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、生後4か月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応します。 | 家庭訪問の際、質問票を使用し産後うつ状態を発見するためのアセスメントを実施した。 ・質問実施件数：5,796件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 外国人等の理由で、全ての産婦に質問を実施できていないが、関係機関と連携し、支援している。 | 子育ての孤立化を防ぎ、地域での見守り体制を充実していくために、関係機関と連携し、より効果的な事業の推進を図る。 | 子ども家庭局子育て支援課 |
| 55 | 精神保健福祉相談 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉課 |
| 63 | | | | | | | |
| かかりつけの医師等のうつ病の精神疾患の診断・治療技術の向上 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 49 | かかりつけ医こころの健康対応力向上研修 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 69 | | | | | | | |
| うつ病スクリーニングの実施 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 60 | 産後うつ対策（のびのび赤ちゃん訪問事業） | 再掲 | - | - | - | - | 子ども家庭局子育て支援課 |
| 64 | 健康相談 | 市民センター等における定期的な「健康なんでも相談」や、区役所における随時の電話や面接相談、各種集団健康教室への来所者に対する個別相談、福岡県飲酒運転撲滅条例に基づく適正飲酒指導など、対象者の心身の健康に関する総合的な助言・指導を行います。 | ・実施回数：5,244回 ・参加延人数：20,220人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 新型コロナウイルス感染症の影響から健康に関する相談が増加する可能性があり、「新しい生活様式」における感染予防対策を徹底し、実施方法等検討する必要がある。 | 「新しい生活様式」における感染予防対策を徹底し、電話や少人数単位（予約制）など指導方法を工夫することにより、市民の健康意識向上に努める。 目標：健康相談実施回数、延人数の増加 | 保健福祉局健康推進課 |
| うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 52 | 救急医療における自殺未遂者の対応に関する懇話会 | 自殺未遂者の精神科医療ケアや退院後の生活再建の支援等について、関係者の理解と連携を促進するため、医師や弁護士、司法書士、臨床心理士、精神保健福祉士などによる懇話会を開催します。 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策のため中止 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺未遂者を支援するため、関係者の理解と連携を促進し、横の繋がりを強化していく必要がある | 関係者の現状と課題を共有し、よりよい連携の方法を模索していく会となるよう実施していく | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 94 | | | | | | | |
| 62 | 薬物・ギャンブル等の依存症に関する相談支援事業 | 薬物乱用・依存などの問題を抱える家族に対し、正しい知識や接し方を学び、同じ問題を抱える者同士のわかち合いの場を提供するための家族教室の実施や、薬物依存・ギャンブル依存問題等に関する相談窓口で個別相談を行います。 | ・来所による個別相談件数：57件 薬物：24件 ギャンブル：30件 その他の依存：3件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | ここ数年でギャンブル相談が増えているが、相談件数を踏まえつつ、今後迅速に相談対応が可能な体制を確保していく必要がある。 | 「薬物ギャンブル相談」の名称を「薬物・ギャンブル等の問題で困っている人の相談窓口」と変更したが、今後も市民に対して広く周知を図っていく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 65 | 薬物関連問題実務者ネットワーク会議 | 市内の薬物乱用・依存に関係する機関・窓口呼びかけ、関係機関間のネットワークの構築を目指し、意見交換・情報共有を行うことで、相談担当者のスキルアップと相談体制の充実強化を図ります。 | ・開催回数：1回 ・参加者数：33名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 薬物関連問題は、違法行為という特殊性、依存症という疾患性など、多面的な問題が背景にあり単独の機関では対応が難しい面がある一方、支援者同士の交流も少ない。 | 引き続き事業を継続するとともに、医療機関等へ積極的な参加を呼びかける。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|----------|-----------------------------|--|-----------------------|----------------------|--|------------------------------------|-----------------|
| 68 99 | アルコール依存症に関する保健福祉ネットワーク会議の開催 | アルコール依存症に関する医療をはじめ保健福祉関係支援者（専門医療機関、断酒会、区精神保健福祉相談員等行政職員）の実務者レベルにおける連携を構築するためネットワーク会議を定期開催します。 | ・開催回数：1回 ・参加者数：38名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 参加者の業務や職種が多岐に渡ることから、依存症に関する知識や実践の程度が一定しないため、まとまりのある議論は難しく、実際の支援場面での連携関係への発展までは至っていない。一方で、参加者の交流とネットワーク作りの一助にはなっていると思われる。 | 引き続き事業を継続するとともに、医療機関へ積極的な参加を呼びかける。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

4 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|----------|-------------------------|--|---|----------------------|---|-------------------------------------|-----------------|
| 52 94 | 救急医療における自殺未遂者の対応に関する懇話会 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 50 | 自殺未遂者支援の充実 | 自殺企図により救急搬送された患者及びその家族を対象に、同意に基づき、精神保健福祉センターが心理教育や社会資源のコーディネートを行うなど積極的に介入することで、再び自殺を図ることを防止するとともに、その家族の辛さを傾聴して心の負担の軽減に努めます。また、市内の支援者と未遂者支援のあり方について検討を行います。 救急搬送された自殺未遂者への支援について、平成30年度からは、連携する救急搬送先（医療機関）を新たに一箇所増やし、対象者を拡大した。 | ・支援者数：26件（29人）※家族支援含む ・支援件数：270回（訪問55回、電話116回、関係機関との情報共有87回、ケースカンファレンス12回） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺未遂の既往は、自殺の強力な危険因子の一つであるため、今後、未遂者への直接支援を強化していく必要がある。 | 引き続き、関係機関との連携を深め、自殺未遂者の自殺再企図防止に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 51 | 自殺未遂者に関する支援者のための研修 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |

家族等の身近な人の見守りに対する支援

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|------------|------|---------|------|-------|------------|-----------------|
| 50 | 自殺未遂者支援の充実 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |

5 民間団体との連携を強化する

民間団体の人材育成に対する支援

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|------------------|------|---------|------|-------|------------|--------------------|
| 48 | 介護支援専門員への研修機会の創出 | 再掲 | - | - | - | - | 地域福祉推進課、精神保健福祉センター |
| 82 | 自殺対策出前講座 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 77 | 自殺対策事業啓発講演会 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 71 | 精神保健福祉基礎・実務者研修 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |

地域における連携体制の確立

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|----------|--------------------------------------|---|---|----------------------|--|---|------------------------|
| 93 | 北九州市自殺対策連絡会議、自殺対策庁内連絡会議の開催 | 北九州市自殺対策連絡会議では、おもに市内の関係機関・団体により、本市における総合的な自殺対策に関する事項の連絡調整や協議を行うとともに、市の全部局室の幹事課が集まる自殺対策庁内連絡会議において、庁内の横断的な連携を図っています。今後、本計画の進捗状況や施策の評価による見直し等を協議し、効果的な自殺対策事業のあり方を検討していきます。 | ・連絡会議：2回開催（4/22、10/15） ・庁内会議：1回開催（10/25） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 効果的な自殺対策事業のあり方を検討するため、関係機関との連携をより一層図っていく必要がある。 | 関係機関・団体間の取組の状況共有を推進するため、「関係機関・団体の取り組み状況票」を活用し、取組状況一覧を作成する。また、作成した取組状況一覧については市HP等で公表する | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 52 94 | 救急医療における自殺未遂者の対応に関する懇話会 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 66 88 | リカバリーパレード「回復の祭典」 in 北九州の開催 | 「こころの病気からの回復は可能であること」を社会に伝えるため、依存症などの精神疾患からの回復者、家族、支援者等が集まり、街頭パレードや唱和、チラシ配布等を行い、市民へ呼びかけを行います。パレードへの参加を通じて様々な立場の相互交流を図り、依存症などの心の病を持つ方々への回復とそのため支援の活性化を図ります。 | 【実行委員会開催】5回(4月から10月まで、9月除く) 【開催日時】9月23日10時～13時 ※荒天のため中止 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 参加団体（自助グループ）等が固定化しているため、新規参加を呼びかけ、参加者の増加を図る。 | 引き続き、開催を継続する。課題のとおり、参加団体（自助グループ）等が固定化しているため、新規の呼びかけ、参加者の増加を図る。事務局としての役割を側面から支援し、参加者、参加団体の拡大を目指す。参加者同士の交流の場となるよう促していく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 7 | 児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化 | 再掲 | - | - | - | - | 子ども家庭局子ども総合センター、子育て支援課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-----------|-------------------------------------|--|-------------------------------------|----------------------|---|---|----------------------------------|
| 8 | 児童虐待防止医療ネットワーク事業 | 再掲 | - | - | - | - | 子ども家庭局子育て支援課 |
| 22 | 子ども・若者応援センター「YELL」の運営 | 再掲 | - | - | - | - | 子ども家庭局青少年課 |
| 65 | 薬物関連問題実務者ネットワーク会議 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 68 99 | アルコール依存症に関する保健福祉ネットワーク会議の開催 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 109 | 生きるための支援を考える会 | 市内の各種相談支援機関・窓口の実務者が集まり、自殺の要因となり得る問題に対する相談窓口の相談状況、支援状況について情報交換を行うとともに有効な連携の在り方を検討します。 | ・開催回数：1回(10/24) ・参加延人数：6名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺の要因となりうる様々な相談に適切に対応するためには、相談者同士の横の連携が重要である | 各種相談支援機関・窓口の実務者（専門職）によってワンストップで悩みごとに対応する総合相談会のあり方を検討する。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 96 | 福岡県弁護士会北九州部会との連絡会 | 福岡県弁護士会北九州部会と定期的に連絡会を開催し、自殺対策における情報共有および自死遺族法律相談等の内容検討を行います。 | ・部会との連絡会：10回 ・担当弁護士研修：1回開催、参加22名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自死遺族の法的支援の必要性・重要性から、相談に従事する弁護士会との情報共有や内容検討が必要である。 | 法律相談の事例検討や研修等を通じ、弁護士会との連携を図っていく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 95 | 自殺予防教育のための連絡会議 | 自殺予防教育における課題や手法を検討するため、関係者による連絡会議を定期開催します。 | ・開催回数：2回 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺予防教育が、学校現場で円滑に運用されるため、実務者間で課題や手法を協議する必要がある | 自殺予防教育に貢献するための協議を継続していきたい。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 47 101 | いのちをつなぐネットワーク事業 災害・事故時こころのケア対策事業 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局地域福祉推進課 保健福祉局精神保健福祉センターほ |

民間団体の電話相談事業に対する支援

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|----------|------------------------|------|---------|------|-------|------------|----------|
| 57 98 | 社会福祉法人 北九州いのちの電話への補助事業 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局総務課 |

民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|----------|-------------------|---|--------------------------------|----------------------|---|--|-----------------|
| 67 89 | セルフヘルプ・フォーラムの開催 | セルフヘルプグループの広報・啓発の場として、同じような悩みを持ちながら、一人で苦しんでいる人たちをグループにつなぎたいという思いから、主に北九州市内で活動するセルフヘルプグループが協力して、フォーラムを開催します。 | ・開催回数：1回 (11/4) ・参加人数：約190名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自発的な市民活動となるよう、当事者の主体性に任せ側面的な支援を行なうことが重要であるが、一部の参加者に負担が偏っているという現状がある。開催の目的として、セルフヘルプグループの周知があり、関係者や支援者の参加だけでなく一般参加を増やすため、広報活動の方法について検討していく必要がある。 | 引き続き、当事者の主体性に任せ、側面的な支援を行ないつつ、広報活動の方法等を検討していく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 90 | 北九州セルフハート会議の支援 | 北九州市内を中心に主に精神保健福祉領域で活動しているセルフヘルプ・グループのネットワーク会議「北九州セルフハート会議」の開催を支援しています。 | ・開催回数：10回 (月1回) ・延参加人数：100名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | セルフヘルプ・フォーラムの運営事務局としての役割を側面的に支えることができた。 | 引き続き、セルフヘルプ・フォーラムの運営事務局としての役割を側面から支援しつつ、セルフヘルプグループ同士の交流の場となるよう促していく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 91 | セルフヘルプ・グループ情報誌の発行 | 北九州市内を中心に主に精神保健福祉領域で活動しているセルフヘルプ・グループの情報を確認することができるセルフヘルプ・グループ情報誌を発行します。 | 【掲載団体数】57団体 【発行部数】1,400部 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自助グループを必要とする人の目に留まるよう、配布方法や情報発信の方法を検討していく必要がある。 | セルフヘルプ・グループの活動を支援し、また、支援を求める市民のために有用なツールと考えており、継続して作成・配布していく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

Ⅲ 事後対応 遺された人の苦痛を和らげる

1 遺された人への支援を充実する

遺族の自助グループ等の運営支援

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|---------------------|--|---|----------------------|--|--|-----------------|
| | 自死遺族の個別相談 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| | 自死遺族のための無料法律相談 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| | 自死遺族支援（わかち合いの会の開催等） | 自死遺族に対するグループでのケアの場として、自死遺族のためのわかち合いの会を開催します。また、わかち合いの会等の支援につながる機会を提供するため、年1回グリーンケアコンサートを開催します。 | ・開催回数：6回 (うち1回はグリーンケアコンサート) ・延参加者数：39名 (うち25名はグリーンケア参加者) | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 参加者数は少なく、継続参加も少ない。また、事前申込は行っていたが、当日に参加できていない自死遺族もいる。 | 引き続き、定期的な会の開催を継続するとともに、わかち合いの会の周知に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------------------------|----------------------|--|---|----------------------|--|---|-----------------|
| 学校、職場での事後対応の促進 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 15 | スクールカウンセラー活用事業 | 再掲 | - | - | - | - | 教育委員会指導第二課 |
| 遺族等のための情報提供の推進など | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| | 自死遺族のためのリーフレット作成・配布等 | 死別後のこころのケア、相談窓口等を記載したパンフレットを作成し、市民や関係者への周知を行っています。また、関連資料等は、いのちとこころの情報サイトのホームページに掲載しており事由にダウンロードすることができます。 | 行政、医療機関、教育機関、その他相談機関、公的施設等に対して、リーフレットを配布した。 ・小冊子372冊 ・三つ折リーフレット260冊 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自死遺族が、最初から医療機関や専門の相談窓口機関等を利用するとは限らず、多様な機関にリーフレットを配布し、広く周知することが必要である。 | 引き続き、様々な機会を捉えてリーフレットを配布し、広く市民や関係者への周知を行う。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| | 自死遺族の個別相談 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 遺児への支援 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和元年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| | 自死遺族支援（わかち合いの会の開催等） | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |

※事業No.は、北九州市自殺対策計画 本冊に掲載している事業のNo.となります

※取組状況について
a:事業目標達成により廃止
b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】
c:取組中【事業の方向性：縮小又は廃止】
d:準備段階
e:未着手
f:事業見直し